

和泉市南部リージョンセンター
指定管理者公募資料

令和8年7月

和泉市

〈目次〉

資料 1	個人情報取扱特記事項	1
資料 2	経費見積注意事項	3
資料 3	指定管理者自主事業実施基準	6
資料 4-1	和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例（改正前）	8
資料 4-2	和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例（改正後） について	15
資料 5	和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則	17
資料 6	和泉市行政財産使用料徴収条例	27
資料 7	和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則	30
資料 8	和泉市南部リージョンセンター利用状況資料	38
資料 9	和泉市南部リージョンセンター収支決算状況及び内訳資料	39
資料 10	図書室の取り扱いについて	52
資料 11	自習スペースの取扱いについて	53
資料 12	証明書自動交付機について	54
資料 13	貸室におけるWi-Fi利用について	55
資料 14	道の駅いずみ山愛の里の取り扱いについて	56
資料 15	下水道使用料について	58
資料 16	電気自動車充電器について	60
資料 17	クーリングシェルターについて	61
資料 18	南部リージョンセンター備品一覧	62

資料 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 指定管理者に指定されたもの（以下「指定管理者」という。）は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、指定管理に関する協定（以下「協定」という。）による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 指定管理者は、協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならない。協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 指定管理者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3条 指定管理者は、協定による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 指定管理者は、協定による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4条 指定管理者は、協定による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 指定管理者は、和泉市（以下「市」という。）の指示又は承認があるときを除き、協定による業務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 指定管理者は、市の承認があるときを除き、協定による業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 指定管理者は、市の承認があるときを除き、協定による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8条 指定管理者は、協定による業務を処理するために市から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9条 指定管理者は、協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10条 市は、指定管理者が協定による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11条 市は、指定管理者が協定による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、指定管理者に対して必要な指示を行うことができる。

(協定解除及び損害賠償)

第12条 市は、指定管理者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

資料 2

経費見積注意事項（様式第 16 号関係）

当該施設の収支計画書を作成し、指定管理料の見積金額を積算するにあたっては、以下の点に留意してください。

1 支出計画について

(1) 人件費

- ① 和泉市南部リージョンセンター指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）で示す職員配置基準に留意して人員配置計画を作成し、これに基づく人件費を積算すること。
- ② 人件費の積算は、「正規職員」「嘱託職員（非常勤の専門嘱託員など）」「臨時・パート職員」の区分に分けて計上すること。なお、人材派遣によりスタッフを確保する場合は「嘱託職員」に含めて計上すること。
- ③ 計上する人件費には、給料・賃金・手当の他、社会保険事業主負担分等を含めて積算すること。

(2) 燃料費・光熱水費

- ① 燃料費及び光熱水費の積算に係る単価については、原油価格など物価変動リスクが高まっている社会情勢であり、指定期間全体の平均単価を予測することは非常に困難な状況である。したがって、燃料費及び光熱水費は、令和 8 年 7 月時点で指定管理者が調達できる単価（調達単価）によって積算すること。なお、協定締結における単価の取扱い及び指定期間中の物価変動リスクについては、仕様書 17 ページ（23 指定管理者と市の責任分担）の規定によるものとする。
- ② 令和 8 年 7 月現在、本施設の電気契約は、「和泉市立の施設（小中学校等）で使用する廃棄物発電を活用した電気調達業務」により市が一括で電気を調達している。本施設に係る契約単価情報は下記のとおりであるので参照すること。ただし、令和 9 年度以降の電力供給方針については、未定となっているので留意すること。

施設名	供給種別	kW	kWh/年	負荷率 (%)	単価契約 (円)							
					基本料金	夏夕	他夕	夏平昼	他平朝	その他	調整費	
南 部	RC	高圧	201	467,026	26.42	800.00	25.02	23.22	23.38	20.92	16.95	独自調整額

【該当施設の契約単価情報】

電気料金 = 基本料金 + 電力量料金 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金 + 調整額

※調整額については、電力供給を行う小売電気事業者の電源構成やJEPXのスポット市場により変動するもの。

- ③ 指定管理料の積算において、図書室及び道の駅いずみ山愛の里における電気使用料・上下水道使用料は含めないこと。

(3) 修繕料

- ① 当該施設の修繕料の積算については、下記に示す和泉市指定額を計上すること。なお、

これと異なる金額で積算を行うことは認められないため注意すること。

指定管理料に含めるべき修繕料（和泉市指定額） 250万円/年

- ② 指定管理者は、仕様書に規定するとおり、原則として、上記指定額のうち1件50万円未満の日常的小規模修繕を実施するものとする。なお、当該修繕料に剰余金が発生した場合には、市に返還するものとする。
- ③ 指定管理者の管理上の瑕疵による施設の損傷を修繕するときは、上記修繕料にかかわらず指定管理者の責任と費用負担で実施すること。
- ④ 指定管理者が行った修繕により当該施設の資産価値が上昇した場合についても、当該所有権は市に帰属するものとする。

(4) 施設予約システムの経費

南部リージョンセンターにおいても令和9年度中に「いつでも貸館（株式会社パストラレー）」の運用を開始する予定であることから、仕様書5ページ（3）③及び6ページ（4）

- ①のとおり必要な経費を計上すること。

(5) 施設開館20周年記念事業の経費

① 令和10年7月に施設開館20周年を迎えることから、令和10年度において記念事業を実施するための経費として上限100万円を計上すること。なお、上限を超える金額で積算を行った場合は、超過分は指定管理者の負担とする。また、当該経費に剰余金が発生した場合には、市が指定する方法により、市に返還するものとする。

- ② 記念事業で生じた収入は指定管理者に帰属するため、当該収支計画に計上すること。

(6) その他の経費

- ① 消耗品費、役務費その他の経費については、仕様書に示す業務内容に十分留意し、必要経費を積算すること。
- ② 電気自動車充電器に係る経費は当該収支計画には計上しないこと（資料16参照）。
- ③ 自主事業に関する経費は指定管理者の負担となるので、当該支出計画には計上しないこと。

2 収入計画について

(1) 利用料金収入

利用料金については、指定管理者の収入とするが、指定管理者が施設の利用率等の予測により積算した利用料金収入より実際の利用料金収入が減少した場合であっても、市は補填しないものとする。

なお、利用料金収入の算定にあたっては、令和9年度より利用料金の上限額が改定されていることに留意し、収入計画を作成すること（資料4-2参照）。

(2) 事業参加料収入

仕様書において、指定管理者が行うべきソフト事業（各種講習・講座）については、当該事業における受講料（参加料）は指定管理者の収入となり、収支計画書の「講習等受講料収入」に計上すること。なお、指定管理者自らが興行主として施設を利用し自主事業を実施する際も、当該施設の利用に係る利用料金を指定管理者に支払う（利用料金収入として計上する）こと。

(3) その他収入

指定管理者が自主事業の実施を企画し、事業実施の結果として剰余金（利益）を見込んで
いる場合においては、「自主事業剰余金」に計上すること。

3 指定管理料の積算

指定管理料の見積金額は、以下の手順により算出すること。

項 目	金 額	備 考
支出総合計 ①		※自主事業経費を含まないこと。
利用料金収入 ②		
講習等受講料収入 ③		
その他収入 ④		自主事業剰余金、自己財源等
指定管理料見積金額 ⑤		① - (②+③+④)

和泉市が支払う指定管理料は、和泉市が仕様書を変更する場合又はリスク分担表に該当する事態
が発生した場合を除き、指定期間中は固定金額（指定管理料の変更はしない）とする。

※計画の見込み違いにより経費が増加した場合や利用料金収入が計画を下回った場合などにおい
て、当初提示された指定管理料を増額してこれを補填することは行わないので留意してください。

資料3

指定管理者自主事業実施基準

(目的)

第1条 この基準は、指定管理者が管理する施設を活用して行う自主事業について、市が承認する基準その他の取扱いについて定めるものである。

(定義)

第2条 この基準における自主事業とは、市が定める仕様書に指定管理者が行うべきものとしての具体的定めがなく、また指定管理料で当該経費を支出していないもので、指定管理者が自らの企画により行う事業をいう。

(事前協議)

第3条 指定管理者が自主事業を行うにあたっては、その事業内容、収支計画及び参加料等を明らかにした上で、事前に市の承認を得なければならない。

(承認基準)

第4条 指定管理者が行う自主事業は、その事業の性質に応じて、下表の基準により承認するものとする。

2 和泉市道の駅いずみ山愛の里条例第1条に規定されている道の駅いずみ山愛の里の設置目的及び同条例第3条の事業内容を鑑み、南部リージョンセンター指定管理者が行う自主事業においては、飲食物の提供及び販売を禁止する（ただし、公共・公益性を伴う事業であり、道の駅指定管理者が協賛する事業は除く）。

区分	承認基準
自主事業の性質が施設設置目的に適合する場合	次のすべての項目に適合することを条件に、自主事業の実施を承認するものとする。 ① 事業日程が一般利用者の施設利用を著しく阻害しない範囲であること ② 事業規模が施設許容量に照らして適当であること ③ 対象者の設定に公平性が認められること ④ 民間事業に多大な影響を及ぼす（圧迫する）懸念がないこと ⑤ 事業実施に関する安全性及び補償体制が担保されていること ⑥ 事業内容が公序良俗に反しないものであること ⑦ その他一般利用者の視点で疑義が生じない内容であること
自主事業の性質が施設設置目的に適合しない場合	この場合は、行政財産目的外使用にあたり、個別に判断するものとする。なお、許可する場合においても、行政財産使用料徴収条例の規定により使用料を徴収することとする。

【参考:和泉市道の駅いずみ山愛の里条例(抜粋)】

(設置)

第1条 観光情報、地域情報等の発信による市民と来訪者との交流の促進及び農林産物等の地場産品等の販売による地域産業の振興を図り、地域の活性化に寄与することを目的として、和泉市道の駅いずみ山愛の里を設置する。

(事業)

第3条 和泉市道の駅いずみ山愛の里(以下「道の駅いずみ山愛の里」という。)は、第1条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光情報、地域情報その他情報の提供に関する事。
- (2) 農林産物等の地場産品、飲食物その他物品の販売に関する事。
- (3) 市民と来訪者及び地域の住民相互の交流の促進に関する事。
- (4) 施設利用者への休憩の場の提供に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(実施報告)

第5条 指定管理者が自主事業を実施した場合は、参加者の状況、事業成果及び経理状況等を市に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市が定めるものとする。

資料 4 - 1

○和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 地域の特性を生かしながら、本市と市民が協働して社会的かつ文化的な交流及び活動の推進を図るとともに、市民福祉の増進と地域の活性化に寄与することを目的として、次の施設（以下「リージョンセンター」という。）を設置する。

名称	位置
和泉市南部リージョンセンター	和泉市仏並町398番地の1
和泉市北部リージョンセンター	和泉市太町552番地

(事業)

第2条 リージョンセンターは、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域交流活動の推進に関すること。
- (2) 地域の活性化に関すること。
- (3) 本市の情報発信に関すること。
- (4) 生涯学習に関する事業の実施に関すること。
- (5) 市民の知識及び教養の向上に関すること。
- (6) 施設の貸与に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(利用の許可)

第3条 リージョンセンターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

- 2 市長は、前項の規定によりリージョンセンターの利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用許可の制限)

第4条 市長は、リージョンセンターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第5条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に対し、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 市は、前項の規定によって利用者に損害が生じても、その責任を負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 利用者は、リージョンセンターの利用の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は利用許可を受けた目的以外に利用してはならない。

(立入りの制限等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、リージョンセンターへの立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。

(1) 他人の迷惑となる物品を携帯する者又は動物を持ち込もうとする者

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認める者

(3) 暴力団を利するおそれがあると認められる者

(4) 前3号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従わない者

(指定管理者による管理)

第8条 リージョンセンターの管理は、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 指定管理者にリージョンセンターの管理を行わせない場合は、市長が管理する。この場合において、必要な規定の読替えは、規則で定める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第9条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 施設、設備等の維持管理
- (2) 第2条に規定する事業に関する業務
- (3) 利用申請書の受理及び許可書の交付
- (4) リージョンセンターの利用を促進するために必要な業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、リージョンセンターの管理運営のために市長が必要と認める業務

2 指定管理者は、前項第1号、第2号、第4号及び第5号の業務に限り、市長と協議の上、その一部又は全部を第三者に委託することができる。

(指定管理者による管理の基準)

第10条 指定管理者を指定した場合は、指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他の関係する法令等に基づきリージョンセンターを管理しなければならない。

(利用料金)

第11条 リージョンセンターの利用料金は、別表に定める額を上限とする範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

- 2 前項に定めるもののほか、リージョンセンターの附属設備の利用料金については、市長が別に定める。
- 3 利用者は、第3条第1項の規定による利用の許可を受けたときに、利用料金を支払わなければならない。ただし、市長が別に定める基準に従い、指定管理者が認めるときは、この限りでない。
- 4 前3項の規定による利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等)

第14条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用者の義務)

第15条 利用者は、常に善良な管理者としての注意をもって、リージョンセンターの管理運営に協力しなければならない。

2 利用者が故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、指定管理者の指定その他の指定管理者による管理のために必要な事項については、施行日前においても行うことができる。

（和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則（平成20年規則第21号）により、平成20年7月20日から施行）

附 則（平成24年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第10号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第22号）

この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、指定管理者の指定その他の指定管理者による管理のために必要な事項については、施行日前においても行うことができる。

（和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（平成27年規則第32号）により、平成27年7月4日から施行）

附 則（平成 29 年条例第 24 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に受ける許可に係る利用料金について適用し、同日前に受けた許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年条例第 11 号）抄

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（和泉市道の駅いずみ山愛の里条例の施行期日を定める規則（令和 4 年規則第 30 号）により、令和 4 年 4 月 29 日から施行）

改定される部分です
（指定管理者公募資料 4 - 2 参照）

別表（第 11 条関係）

和泉市南部リージョンセンター基本利用料金

（単位：円）

利用時間区分 利用室名	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	1 時間当たり	
	9 : 00 ～ 12 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	18 : 00 ～ 22 : 00	9 : 00 ～ 17 : 00	13 : 00 ～ 22 : 00	9 : 00 ～ 22 : 00	9 : 00 ～ 18 : 00	18 : 00 ～ 22 : 00
和室	1,150	1,530	1,660	2,680	3,190	4,340	390	420
中会議室（1）	1,150	1,530	1,660	2,680	3,190	4,340	390	420
中会議室（2）	1,150	1,530	1,660	2,680	3,190	4,340	390	420
大会議室	2,310	3,070	3,330	5,380	6,400	8,710	770	840
多目的室	休日	13,110	17,470	19,270	30,580	36,740	4,370	4,820
	平日	10,490	13,980	15,420	24,480	29,410	3,500	3,860
控室	760	1,020	1,150	1,780	2,170	2,930	260	290
料理室	3,460	4,620	5,130	8,080	9,750	13,210	1,160	1,290
音楽室	3,070	4,110	4,500	7,180	8,610	11,680	1,030	1,130

備考

- 1 休日とは日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までをいい、平日とは休日以外の日をいう。
- 2 市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体（以下「市民等」という。）以外の者が多目的室及び控室以外の施設を利用する場合の利用料金は、基本利用料金の2倍の額とする。
- 3 利用者が多目的室以外の施設において商業宣伝、営業その他これらに類する目的（以下「営利目的」という。）をもって利用する場合又は入場料その他これらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の利用料金は、基本利用料金の2倍の額とする。
- 4 利用者が前2項に該当する場合の利用料金は、基本利用料金の3倍の額とする。
- 5 利用者が多目的室において入場料等を徴収する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 入場料等の最高額が2,000円を超え4,000円以下の場合 基本利用料金の1.3倍の額
 - (2) 入場料等の最高額が4,000円を超え6,000円以下の場合 基本利用料金の1.5倍の額
 - (3) 入場料等の最高額が6,000円を超える場合 基本利用料金の2倍の額
- 6 多目的室において移動観覧席を利用しないときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額することができる。
- 7 許可を受けた利用時間を延長して利用する場合の利用料金は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、許可を受けていた利用室の当該延長時間に係る区分の1時間当たりの利用料金を加算した額とする。
- 8 利用料金の10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

改定される部分です
(指定管理者公募資料4-2参照)

和泉市北部リージョンセンター基本利用料金

(1) 施設

(単位：円)

利用時間区分 利用室名	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	1時間当たり	
	9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00	9:00 ～ 18:00	18:00 ～ 22:00
和室	1,200	1,600	1,800	2,800	3,400	4,600	400	450
会議室(1)	2,100	2,800	3,100	4,900	5,900	8,000	700	780
会議室(2)	2,100	2,800	3,100	4,900	5,900	8,000	700	780
集会室(1)	2,100	2,800	3,100	4,900	5,900	8,000	700	780
集会室(2)	2,100	2,800	3,100	4,900	5,900	8,000	700	780
集会室(3)	3,000	4,000	4,400	7,000	8,400	11,400	1,000	1,100
多目的室	3,000	4,000	4,400	7,000	8,400	11,400	1,000	1,100
料理室	3,000	4,000	4,400	7,000	8,400	11,400	1,000	1,100
多目的グラウンド	1時間につき 300円							

備考

- 1 市民等以外の者が利用する場合の利用料金は、基本利用料金の2倍の額とする。
- 2 利用者が営利目的をもって利用する場合又は入場料等を徴収する場合の利用料金は、基本利用料金の2倍の額とする。
- 3 利用者が前2項に該当する場合の利用料金は、基本利用料金の3倍の額とする。
- 4 許可を受けた利用時間を延長して利用する場合の利用料金は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき、許可を受けていた利用室の当該延長時間に係る区分の1時間当たりの利用料金を加算した額とする。

(2) 駐車場

時間	料金
最初の2時間まで	無料
以後30分までごとに	100円

資料 4 - 2

和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例（改正後）について

令和 7 年 7 月より受益者負担の適正化に向けた利用料金の見直しを進めており、令和 8 年和泉市議会第 2 回定例会で利用料金の見直しについて和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例の改正が可決されたため、令和 9 年度以降の利用料金等が改定される。条例改正の概要は下記の通り。

1. 利用料金等の改定の概要

①利用料金の上限額の改定

和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例第 11 条第 1 項に規定する利用料金の上限額が改定される。

②利用料金の改定に伴い、利用者が多目的室において入場料等を徴収する場合の入場料等の最高額が改定される。

③詳細は次頁に記載の別表及び備考のとおり（改定部分に下線）。

2. 改定後利用料金の適用日

令和 9 年 4 月 1 日以降に利用申請を受け付け、許可したものから適用する。

3. 留意事項

①利用料金は上限額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めることになるため、指定管理者の指定後（令和 8 年 12 月中旬頃 和泉市議会の議決後）に承認申請を行うこと。

②利用料金収入の算定にあたっては、令和 9 年度より利用料金の上限額が改定されることに留意し、収入計画を作成すること。

※本条例改正に関しては、北部リージョンセンターに係る利用料金等の改定も含まれています。

【改定後の利用料金】

別表（第11条関係）

和泉市南部リージョンセンター基本利用料金

（単位：円）

利用時間区分 利用室名	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	1時間当たり		
	9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 22:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 22:00	9:00 ～ 22:00	9:00 ～ 18:00	18:00 ～ 22:00	
和室	<u>1,430</u>	<u>1,910</u>	<u>2,070</u>	<u>3,340</u>	<u>3,980</u>	<u>5,410</u>	<u>480</u>	<u>520</u>	
中会議室（1）	<u>1,430</u>	<u>1,910</u>	<u>2,070</u>	<u>3,340</u>	<u>3,980</u>	<u>5,410</u>	<u>480</u>	<u>520</u>	
中会議室（2）	<u>1,430</u>	<u>1,910</u>	<u>2,070</u>	<u>3,340</u>	<u>3,980</u>	<u>5,410</u>	<u>480</u>	<u>520</u>	
大会議室	<u>2,880</u>	<u>3,830</u>	<u>4,160</u>	<u>6,710</u>	<u>7,990</u>	<u>10,870</u>	<u>960</u>	<u>1,040</u>	
多目的室	休日	<u>16,380</u>	<u>21,830</u>	<u>24,080</u>	<u>38,210</u>	<u>45,910</u>	<u>62,290</u>	<u>5,460</u>	<u>6,020</u>
	平日	<u>13,110</u>	<u>17,470</u>	<u>19,270</u>	<u>30,580</u>	<u>36,740</u>	<u>49,850</u>	<u>4,370</u>	<u>4,820</u>
控室	<u>950</u>	<u>1,270</u>	<u>1,430</u>	<u>2,220</u>	<u>2,700</u>	<u>3,650</u>	<u>320</u>	<u>360</u>	
料理室	<u>4,320</u>	<u>5,770</u>	<u>6,410</u>	<u>10,090</u>	<u>12,180</u>	<u>16,500</u>	<u>1,450</u>	<u>1,610</u>	
音楽室	<u>3,830</u>	<u>5,130</u>	<u>5,620</u>	<u>8,960</u>	<u>10,750</u>	<u>14,580</u>	<u>1,280</u>	<u>1,410</u>	

備考

1～4 略

5 利用者が多目的室において入場料等を徴収する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）入場料等の最高額が2,500円を超え5,000円以下の場合 基本利用料金の1.3倍の額

（2）入場料等の最高額が5,000円を超え7,500円以下の場合 基本利用料金の1.5倍の額

（3）入場料等の最高額が7,500円を超える場合 基本利用料金の2倍の額

6～8 略

資料5

○和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市リージョンセンターの設置及び管理に関する条例（平成19年和泉市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 和泉市南部リージョンセンター及び和泉市北部リージョンセンター（以下「リージョンセンター」と総称する。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 和泉市南部リージョンセンター

午前9時から午後10時まで

(2) 和泉市北部リージョンセンター

施設の区分	開館時間
多目的グラウンド	4月1日から9月30日までは午前9時から午後6時まで それ以外の日は午前9時から午後5時まで
その他の施設	午前9時から午後10時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、市長の承認を得て開館時間を延長することができる。

(利用時間)

第3条 条例別表に規定する各区分ごとの利用時間には、実際に利用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含むものとする。

2 利用時間の延長については、リージョンセンターの運営上支障のない場合にのみ許可することができるものとし、利用者は、その延長に係る利用料金を支払わなければならない。

(休館日)

第4条 リージョンセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 和泉市南部リージョンセンター

月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直後の休日でない日）及び12月29日から翌年1月3日まで

(2) 和泉市北部リージョンセンター 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、市長の承認を得て休館日を変更することができる。

(利用許可の申請)

第5条 条例第3条第1項の規定によりリージョンセンターの利用許可を受けようとする者は、別に定める利用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次の表の左欄に掲げる施設の区分及び中欄に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる受付期間に行わなければならない。ただし、市長がリージョンセンターの運営に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 和泉市南部リージョンセンター

施設の区分	利用者の区分	受付期間
多目的室及び控室	市内に居住し、通勤し、若しくは通学している個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体（以下「市民等」という。）	利用日の属する月の12月前の1日から利用日の当日まで
	市民等以外のもの	利用日の属する月の11月前の1日から利用日の当日まで
その他の諸室等	市民等	利用日の属する月の6月前の1日から利用日の当日まで
	市民等以外のもの	利用日の属する月の5月前の1日から利用日の当日まで

(2) 和泉市北部リージョンセンター

施設の区分	利用者の区分	受付期間
諸室等	市民等	利用日の属する月の6月前の1日から利用日の当日まで
	市民等以外のもの	利用日の属する月の5月前の1日から利用日の当日まで

- 3 前項の規定にかかわらず、和泉市南部リージョンセンターにおいて、多目的室の利用と関連して、同時にその他の諸室等を利用する場合については、多目的室及び控室に係る受付期間に申請を行うものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、1時間単位での利用に係る受付期間は、利用日の14日前（この日が休館日のときは、直前の開館日）から利用日までの間とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、指定管理者が管理上支障があると認めた場合は、市長と協議の上、1時間単位での利用を行わないことができる。

(連続利用期間)

第6条 同一の利用者が施設を連続して利用することができる期間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる利用期間を限度とする。ただし、市長がリージョンセンターの運営に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 和泉市南部リージョンセンター

施設の区分	利用期間
多目的室及び控室	10日間（ただし、休館日をまたがる場合は、その休館日を含む。）
その他の諸室等	5日間（ただし、休館日をまたがる場合は、その休館日を含む。）

(2) 和泉市北部リージョンセンター

施設の区分	利用期間
諸室等	5日間（ただし、休館日をまたがる場合は、その休館日を含む。）

(許可書の交付)

第7条 市長は、リージョンセンターの利用を許可したときは、別に定める利用許可書を交付する。

(利用の取消し等)

第8条 条例第3条第1項の規定による許可を受けた事項の取消し又は変更をしようとする者は、

別に定める利用取消（変更）申請書を直ちに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による取消し又は変更を許可したときは、別に定める利用取消（変更）許可書を交付する。

（附属設備の利用料金）

第9条 条例第11条第2項に規定する附属設備の利用料金は、別表のとおりとする。

（利用料金の減免）

第10条 条例第12条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額（第3号については、同号に掲げる額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額）とする。

- （1） 天災その他緊急事態の発生により避難場所等に利用するとき 全額
- （2） 和歌山県伊都郡かつらぎ町に住所を有する者が和泉市南部リージョンセンターを利用するとき 市民等以外の者が利用する場合と市民等が利用する場合の利用料金の差額
- （3） 条例別表和泉市南部リージョンセンター基本利用料金の表備考第6号の規定により多目的室において移動観覧席を利用しないとき 半額
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 市長が必要と認めた額

2 減免後の利用料金に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（利用料金の還付）

第11条 条例第13条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部を還付することができる事由は次の各号に掲げるとおりとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額（第3号については、同号に定める額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額）とする。

- （1） 天災その他緊急事態の発生により利用できなくなったとき 全額
- （2） 施設の管理上の支障のため利用許可を取り消したとき 全額
- （3） 利用者が、利用日の10日前までに利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 半額
- （4） 附属設備の利用許可の取消しを申し出て、これを認めたとき 全額
- （5） 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない事由により利用しなかったとき 全額

2 前項の規定による還付額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(特別設備の承認)

第12条 利用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、その内容を示す書面を市長に提出しなければならない。

(利用者の義務)

第13条 利用者は、利用の期間中、火災、盗難その他の事故の防止に努めなければならない。

2 利用者は、利用に際して利用責任者を定めなければならない。

3 利用責任者は、利用の期間中在室し、その秩序の維持及び施設、設備等の適正な管理に関する一切の責任を負わなければならない。

(原状回復)

第14条 利用者は、その利用が終了したとき又は条例第5条第1項の規定による利用許可の取消し等を受けたときは、直ちに施設、設備等を原状に復さなければならない。

(入館者の遵守事項)

第15条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失しないこと。
- (2) 許可を受けていない施設、設備等を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の販売、宣伝その他営利活動をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (6) リージョンセンターの運営上支障を来すような行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従うこと。

(市長が管理する場合の読替え)

第16条 条例第8条第3項の規定により、市長が管理を行う場合の規定の読替えは、次のとおりとする。

(1) 条例の規定の読替え

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第1項	指定管理者が市長の承認を得て定める	市長が定める
第11条第3項	別に定める基準に従い、指定管理者が	相当の理由があると
第11条第4項	指定管理者の収入として収受させる	市の歳入とする
第12条及び第13条	指定管理者	市長

(2) 規則の規定の読替え

読み替える規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第10条第2項	指定管理者が市長の承認を得て定める	市長が定める
第11条	定める額（第3号については、同号に定める額を下限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額）	定める額

(定義)

第17条 条例別表和泉市南部リージョンセンター基本料金の表備考第2項及び第5条第2項第1号の表のその他の団体とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 町会、自治会等の地縁による団体
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) ボランティア団体

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、リージョンセンターの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年7月20日から施行する。ただし、第5条から第12条までの規定は、平成20年7月1日から施行する。

(和泉市事務分掌規則の一部改正)

- 2 和泉市事務分掌規則（平成19年和泉市規則第12号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成20年規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第12号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第31号）

この規則は、平成27年7月4日から施行する。ただし、利用許可の申請の受付、許可書の交付その他の手続については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成28年規則第13号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第6号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第50号）抄

（施行期日）

1 この規則は、和泉市道の駅いずみ山愛の里条例（令和3年和泉市条例第11号）の施行の日から施行する。

別表（第9条関係）

（1） 和泉市南部リージョンセンター附属設備利用料金表

利用施設等	区分	品名	単位	利用料金（円）
多目的室	舞台設備	音響反射板	一式	3,080
		花台、花瓶	一式	200
		指揮者台（譜面台含む。）	一式	510
		演奏者譜面台	1台	100
		平台	1台	100
		プログラムスタンド	1台	100
		吊物バトン	1本	510
		旗パネル	一式	510
		グランドピアノ	1台	3,080
	照明設備	舞台照明設備一式	一式	5,140
		ボーダーライト	一式	1,020
		サスペンションライト	一式	1,020
		シーリングライト	一式	1,020
		アッパホリゾンライト	一式	1,020
		ロアーホリゾンライト	一式	1,020
		センターピンスポットライト	1台	1,020
	音響設備	基本音響装置	一式	1,020
		ダイナミックマイク	1本	100
		ワイヤレスマイク（ハンド）	1本	100
		ワイヤレスマイク（ピン）	1本	100
		MDデッキ	1台	300
		CDデッキ	1台	300
		カセットデッキ	1台	300
	映像設備	ホールプロジェクター（スクリーン含む。）	一式	1,020
		スクリーン	一式	510
		DVDプレイヤー	1台	510

	その他	卓球台	1台	200
		バドミントン	一式	200
		ソフトバレーボール	一式	200
和室	その他	茶道具	一式	300
		着付け用ボディ	1体	100
音楽室	その他	アップライトピアノ	1台	1,020
共用備品	映像設備	会議用プロジェクター	一式	1,020
	照明設備	屋外照明（スタンド式）	一式	510
	音響設備	屋外用音響装置	一式	510
	その他	展示パネル	1台	100
		カラオケ装置	一式	2,050
		屋外用机	1台	50
		屋外用椅子	1脚	50
	持ち込み電源使用料	1kW	100	

備考

- 1 本表の利用料金は、午前（9：00～12：00）、午後（13：00～17：00）及び夜間（18：00～22：00）のそれぞれの時間区分（1時間単位での利用にあつては、4時間以内）における利用を1回とした額とする。ただし、屋外照明（スタンド式）、屋外用音響装置、展示パネル、屋外用机及び屋外用椅子は1日を1回とした額とする。
- 2 ピアノの利用料金には、調律料は含まない。

(2) 和泉市北部リージョンセンター附属設備利用料金表

利用施設等	区分	品名	単位	利用料金（円）
集会室	その他	卓球台	1台	200
多目的室	その他	アップライトピアノ	1台	1,020
		カラオケ装置	一式	2,050
共用備品	映像設備	会議用プロジェクター	一式	1,020
	音響設備	屋外用音響装置	一式	510
	その他	展示パネル	1台	100

備考

- 1 本表の利用料金は、午前（9：00～12：00）、午後（13：00～17：00）及び夜間（18：00～22：00）のそれぞれの時間区分（1時間単位での利用にあつては、4時間以内）における利用を1回とした額とする。
- 2 ピアノの利用料金には、調律料は含まない。

資料6

○和泉市行政財産使用料徴収条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用（以下「行政財産の使用」という。）に係る使用料に関しては、別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(許可の基準)

第2条 前条の行政財産の使用に係る許可を与える場合は、常に行政財産の本来の用途又は目的を妨げないよう配慮し、みだりにこれを与えてはならない。

(使用料)

第3条 前条の許可を受けた者は、行政財産の管理者の指定する期日までに当該使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、次の各号により算定した額を基準として市長が定める。

- (1) 土地 当該土地の固定資産税路線価等を基準とした1平方メートル当たりの金額×使用面積×100分の6
- (2) 建物 当該建物の1平方メートル当たりの金額×使用面積×100分の6+当該建物の使用部分に係る土地使用料相当額
- (3) 前2号の規定により難いものについては、当該行政財産の使用の実情を考慮して算定した額

3 前項第1号及び第2号により算定した使用料は、年額とする。

(使用料の還付)

第4条 徴収した使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第5条 使用料は、次の各号の1に該当するときは、これを減額し又は免除することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体、その他公共団体又は公共的団体に公用若しくは公共用又は公益上の目的のために使用させるとき。
 - (2) 災害その他の緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要に基づき使用させるとき。
- 2 使用料の減額又は免除は、相手方の申請により、これを行うものとする。

(過料)

第6条 詐偽、その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

- 2 前項に定めるものを除くほか、使用料の徴収に関し職務の執行を妨げた者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年条例第29号) 抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年4月1日以後に使用許可が更新された行政財産に係る平成24年度以降の各年度の使用料の額は、改正後の和泉市行政財産使用料徴収条例第3条の規定を適用して、各使用物件ごとに算出した使用料の額が前年度の使用料の額(平成24年度分の使用料を算出する場合において、平成23年度中に使用を開始した行政財産については、実際の使用期間にかかわらず平成23年度1年分の使用料に相当する額とする。)に1.1を乗じて得た額(以下「調整使用料額」

という。) を超える場合には、当該調整使用料額とする。ただし、平成24年度における使用許可の期間が1年に満たない場合は、当該使用期間に応じて使用料の額を算出するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日前において使用条件が協定等により確定している行政財産（使用の期間の定めがあるものに限る。）に係る使用料の額については、当該期間に限り、改正前の和泉市行政財産使用料徴収条例第3条の規定を適用することができる。

資料 7

○和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、和泉市行政財産使用料徴収条例（昭和 4 2 年和泉市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政財産の目的外使用許可の範囲)

第 2 条 法第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産の目的外使用は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り許可するものとする。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体、公共的団体若しくは公益的団体が公用、公共用若しくは公益事業の用に供するため使用するとき又は私人において公共若しくは公益の用に供するため使用するとき。
- (2) 運輸、電気又はガスの事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- (3) 行政財産の一部に、食堂、売店等の福利厚生施設又は当該行政財産を利用する者等の利便の向上を図るための施設、設備等を設けるとき。
- (4) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及その他の公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。
- (5) 災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- (6) 使用期間が一時的であって、かつ、本市の事務事業及び財産管理に支障を生ずるおそれのないとき。
- (7) 行政財産の有効活用を目的として、公募により使用者を選定し、使用させるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用許可の期間)

第 3 条 使用許可の期間は、1 年以内とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める期間以内とすることができる。

- (1) 電線、電柱その他これらに類するものを設置し、又はガス管等を埋設するとき 5 年
- (2) 公募により使用者を選定する場合であって、機械等の附属設備の耐用年数等を考慮する必

要があるとき 10年

(3) 前2号に掲げる場合のほか、使用許可の期間を1年以内とすることが著しく実情に合わないと認めるとき 5年

(使用許可の申請)

第4条 使用許可を受けようとする者は、行政財産目的外使用許可申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。ただし、次に掲げる事項を記載した許可申請書による場合は、この限りでない。

- (1) 使用の許可を求めようとする行政財産の表示
- (2) 使用の許可を求めようとする期間
- (3) 使用の目的
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長の指示する事項

(許可書の交付等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、使用を許可する決定をしたときは申請者に行政財産目的外使用許可書(様式第2号)を交付するものとし、使用を許可しない決定をしたときは申請者に速やかにその旨を通知するものとする。

(使用料の徴収)

第6条 市長は、使用を開始する日までの日を条例第3条第1項に規定する納期限として定めるものとする。

2 行政財産の目的外使用に係る使用料(以下「使用料」という。)については、使用を開始する日前にその使用期間に係る使用料の全額(使用期間が1年を超える場合にあっては、当該年度に係る使用料の額)を納入しなければならない。ただし、市長は、使用料が年額で定められているものであって、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別に指定する期日までに納入させ、又は分割して納入させることができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に使用を許可するとき。
- (2) 使用期間が1年を超えるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料の額)

第7条 条例第3条第2項第3号の規定により算定する使用料(自動販売機及び看板の設置に係る使用料を除く。)の額は、別表第1のとおりとする。

2 自動販売機の設置に係る使用料の額については、別表第2のとおりとする。

3 看板の設置に係る使用料の額については、別表第3のとおりとする。

4 前3項に規定するものを除くほか、行政財産を利用する者等の利便性の向上又は行政財産の有効活用を目的として、公募により使用者を選定する場合における使用料の額は、市場における近傍類似の賃料の水準その他の事情を考慮して市長が定めた額とする。

5 年額で定められている使用料について使用期間が1年未満である場合における使用料の額は、前各項の規定により算定した使用料の額に使用日数を乗じて得た額を365で除して得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

6 月額で定められている使用料について使用期間が次の各号のいずれかに該当するときは、これを1月として使用料を算定する。

(1) 1月未満であるとき。

(2) 1月未満の端数があるとき。

7 市長は、前条第2項ただし書の規定により使用料を分割して納入させるときは、当該使用料を12で除して得た額を月額とすることができる。この場合において、当該月額に1円未満の端数が生じるときは、これらの端数を最初の月に加算して納入させる。

(公募により決定した額の特例)

第8条 行政財産の利用者を、公募により選定する場合において公募により決定した額が条例第3条第2項第1号及び第2号の規定により算定した額、前条第4項の規定により算定した額並びに別表第1から別表第3までに定める額を超えるときは、当該公募により決定した額を徴収することができる。

(附帯施設等使用の場合の実費)

第9条 行政財産の使用に伴い、当該行政財産の附帯施設である電力、ガス、水道等を使用する場合は、その実費を徴収する。ただし、その額が軽微なものについては、徴収しない。

(使用料の還付)

第10条 条例第4条ただし書の規定により使用料を還付するときは、次のとおりとする。

- (1) 本市において当該行政財産を公用又は公共用に供するため使用許可を取り消し、又は変更したとき。
- (2) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰することのできない理由により、当該行政財産の使用の開始又は継続ができないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が本市の事務事業の遂行上、真にやむを得ないと認めるとき。

(使用料の減免基準等)

第11条 条例第5条第1項第1号又は第3号の規定により使用料について減額又は免除を受けようとする者は、行政財産目的外使用料減額・免除申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

2 条例第5条第1項の規定により使用料を免除する場合の基準は、次に掲げるところによる。

- (1) 条例第5条第1項第1号又は第3号に該当する場合のうち、収益を目的としない使用については、使用料を免除することができる。
- (2) 条例第5条第1項第2号に該当する場合の使用については、使用料を免除することができる。

3 条例第5条第1項の規定により使用料を減額する場合の基準は、当該行政財産の使用の実情を考慮して市長が決定するものとする。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、使用を終了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、使用した物件を直ちに原状に回復して市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(申請内容の変更)

第13条 使用者は、住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したときは、行政財産目的外使用許可変更届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 使用者は、使用許可を受けた物件の数量、面積等を変更しようとするときは、行政財産目的外

使用許可変更申請書（様式第5号）によりその変更について市長に申請し、その許可を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、変更を許可する決定をしたときは前項の申請をした者（以下この項において「申請者」という。）に行政財産目的外使用変更許可書（様式第6号）を交付するものとし、変更を許可しない決定をしたときは申請者に速やかにその旨を通知するものとする。

（損害賠償）

第14条 使用者は、使用中建物又は附属物を損傷し、又は滅失したときは何人の所為であるかを問わず、市長が決定した額を弁償しなければならない。

（補則）

第15条 この規則に定めるもののほか、行政財産の目的外使用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則は、平成24年4月1日以後の行政財産の使用に係る使用料について適用し、同日前の行政財産の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

（和泉市財務規則の一部改正）

- 3 和泉市財務規則（昭和39年和泉市規則第12号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成27年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の和泉市行政財産使用料徴収条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請のあった行政財産の使用許可について適用し、同日前に申請のあった行政財産の使用許可については、なお従前の例による。

別表第1（第7条関係）

許可物件		単位	使用料（円）
電柱並びにその支柱、支線柱及び支線		1本につき1年	1,820
電話柱並びにその支柱、支線柱及び支線			1,500
標識その他の柱類			1,500
架空工作物		長さ1メートルにつき1年	10
公衆電話所		1台につき1年	1,710
簡易携帯電話システム無線基地局		基地局を設置する電柱又は電話柱1本につき1年	850
電らん	地中管路が1孔のもの	長さ1メートルにつき1年	200
	地中管路が2孔以上のもの		地中管路が2孔以上ごとに50円の割合で算出した額を200円に加えた額
	人孔	使用面積1平方メートルにつき1年	760
地下埋設物	口径0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	250
	口径0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		380
	口径0.4メートル以上1.0メートル未満のもの		500
	口径1.0メートル以上のもの		1,200
地上工作物	工事用板囲又は足場その他の一般仮設物	使用面積1平方メートルにつき1月	420
屋根貸しによる太陽光発電設備		使用面積1平方メートルにつき1年	100

郵便差出箱及び信書便差出箱	1基につき1年	800
その他の工作物	使用面積1平方メートルにつき1年	1,360
庁舎屋上庭園	1日	5,000

備考

- 1 使用料の算定の基礎となる面積、長さ等について、小数点第3位以下の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。
- 2 使用料の算定の基礎となる面積、長さ等が1平方メートル又は1メートルに満たないときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとみなす。
- 3 地下埋設物の断面が円形でない物件に係る使用料は、当該断面を包含する最小の円をもってその外径とする。
- 4 上記以外の類似施設等の使用料の額については、上記の使用料の額を参考にして算出することができる。

別表第2（第7条関係）自動販売機の設置に係る使用料の額

種類	使用料（1台につき1年：円）	
	屋外	屋内
面積0.75平方メートル未満のもの	8,000	9,000
面積0.75平方メートル以上 1.25平方メートル以下のもの	16,000	18,000
面積1.25平方メートルを超えるもの	16,000円に面積1.25平方メートルを超える部分について 0.1平方メートルまでごとに 1,600円を加算した額	18,000円に面積1.25平方メートルを超える部分について 0.1平方メートルまでごとに 1,800円を加算した額

別表第3（第7条関係）看板の設置に係る使用料の額

種類	単位	使用料（円）
建物又は工作物の壁面（内壁又は外壁）に一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	500
建物又は工作物の壁面（内壁又は外壁）に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1年	5,000

備考

- 1 この表において「表示面積」とは、看板の表示部分の面積をいう。
- 2 使用料の算定の基礎となる面積、長さ等について、小数点第3位以下の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

資料 8

◇南部リージョンセンター 施設利用状況

利用室名	令和4年度						令和5年度					
	利用人数	利用回数	利用料金	付属設備	追加人件費	稼働率	利用人数	利用回数	利用料金	付属設備	追加人件費	稼働率
多目的ホール	8,577	217	2,530,407	313,730	0	37%	10,815	410	2,993,984	320,850	36,720	44%
控室	319	26	47,250	0	0	6%	846	64	57,210	0	0	7%
会議室①	1,219	147	290,685	1,020	0	19%	2,268	229	350,990	2,040	0	25%
会議室②	1,158	85	192,195	1,120	0	13%	1,961	173	257,975	1,020	0	19%
大会議室	9,530	149	825,100	17,340	0	29%	5,261	214	631,230	17,340	0	23%
和室	2,194	181	369,800	13,200	0	31%	2,416	299	394,280	14,400	0	32%
音楽・軽運動室	3,429	186	1,430,760	3,160	0	40%	4,083	431	1,506,270	9,180	0	46%
調理実習室	220	11	50,150	0	0	2%	972	65	273,500	0	0	7%
	26,646	1,002	5,736,347	349,570	0		28,622	1,885	6,465,439	364,830	36,720	

利用室名	令和6年度						令和7年度					
	利用人数	利用回数	利用料金	付属設備	追加人件費	稼働率	利用人数	利用回数	利用料金	付属設備	追加人件費	稼働率
多目的ホール	11,758	400	3,100,058	327,140	16,200	43%	10,233	407	3,008,660	274,110	0	44%
控室	497	72	63,100	0	0	8%	539	85	74,880	0	0	9%
会議室①	2,145	205	303,530	1,020	0	22%	2,084	224	352,500	1,020	0	24%
会議室②	2,163	152	239,920	0	0	17%	2,106	143	208,260	0	0	15%
大会議室	6,937	259	758,720	15,300	0	28%	6,772	271	785,400	7,140	0	29%
和室	2,288	227	309,800	14,200	0	25%	2,713	282	309,100	13,700	0	31%
音楽・軽運動室	4,070	421	1,491,255	4,100	0	46%	4,222	427	1,524,770	3,360	0	46%
調理実習室	1,450	88	365,150	0	0	10%	1,461	94	397,630	0	0	10%
	31,308	1,824	6,631,533	361,760	16,200		30,130	1,933	6,661,200	299,330	0	

資料9

◇南部リージョンセンター 収支決算状況

I 収入の部

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
1 指定管理料	46,531,090	45,653,366	43,069,000	43,834,000	
2 利用料金収入	6,085,917	6,866,989	7,009,493	6,960,530	
貸室	5,736,347	6,465,439	6,631,533	6,661,200	
附属設備	349,570	364,830	361,760	299,330	
追加人件費	0	36,720	16,200	0	
3 受託事業収入	3,522,750	3,521,100	3,270,575	3,493,325	
受講料収入	3,522,750	3,521,100	3,270,575	3,493,325	
4 自主事業収入	818,060	1,905,700	2,332,335	2,545,160	
受講料収入	490,190	1,740,670	2,321,935	2,545,160	鑑賞事業、講習講座、体験教室受講料等
その他	327,870	165,030	10,400	0	催物広場・多目的広場利用料
5 その他収入	30,550	5,370	5,200	1,908	
雑収入	30,550	5,370	5,200	1,900	コピー料金、持ち込み電源使用料等
受取利息	0	0	0	0	
売電	0	0	0	8	太陽光発電
補助金	0	0	0	0	
収入合計(A)	56,988,367	57,952,525	55,686,603	56,834,923	

II 支出の部

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	内訳
1 管理運営費支出	56,544,889	52,884,050	50,660,672	51,990,100	
賃金	18,529,413	17,224,361	16,846,689	18,321,603	職員給料等
福利厚生費	2,665,789	2,619,039	2,472,875	3,130,489	法定福利費、健康保険料、社会保険料等
旅費交通費	41,950	47,300	57,414	34,180	通勤手当、普通旅費等
通信運搬費	584,535	541,254	542,707	568,645	通話・通信料、郵送料等
保険料	185,560	157,560	157,560	162,520	施設賠償責任保険、損害保険料等
水道光熱費	6,549,255	6,119,100	7,004,682	6,161,388	上下水道代(※1)、電気代等
燃料費	253,812	353,202	258,817	161,743	LPガス代、ガソリン代
備品費	0	0	0	0	
消耗品費	1,301,091	1,348,311	1,258,531	1,022,718	施設消耗品、事務用品等
印刷製本費	26,442	0	9,652	47,238	名刺・封筒印刷、申請書印刷等
修繕費	1,500,623	1,499,585	1,531,004	1,515,150	小規模修繕(※2)
業務委託費	18,265,741	16,765,101	14,274,327	14,865,395	清掃、警備、駐車場誘導、機器保守点検等
使用料	817,273	818,078	807,520	813,900	PC・複合機リース、カラオケ・AED賃貸等
役務費	84,147	149,083	157,322	129,294	ごみ処分費、NHK受信料、ソフトウェア使用料等
雑費	27,419	67,021	59,671	45,431	諸会費、支払手数料、宅配料等
一般管理費	4,688,298	4,703,274	5,221,901	5,010,406	本社職員賃金
電気自動車充電器	1,023,541	471,781	0	0	インフラネットワーク利用権、点検、保守代等(※3)
2 受託事業費支出	4,874,606	4,906,820	4,664,922	4,663,680	
業務委託費	0	0	0	0	
消耗品費	8,106	5,480	5,792	0	
諸謝金	2,870,000	2,895,000	2,735,000	2,760,000	講師謝礼
使用料	1,996,500	2,006,340	1,924,130	1,903,680	会場借上料、附属備品
3 自主事業費支出	517,925	1,771,443	2,024,345	2,176,259	
諸謝金	240,001	523,980	572,680	816,268	講師謝礼、出演料等
使用料	193,650	1,114,867	1,297,576	1,245,940	会場借上料、附属備品
雑費	75,731	125,762	149,510	109,936	チラシ印刷代、郵送代等
消耗品	1,324	0	0	0	
行政財産使用料	7,219	6,834	4,579	4,115	目的外使用料
4 その他支出	42,000	38,900	37,200	38,200	
租税公課	42,000	38,900	37,200	38,200	印紙税等
支出合計(B)	61,979,420	59,601,213	57,387,139	58,868,239	

収支差引(A-B)	-4,991,053	-1,648,688	-1,700,536	-2,033,316	
-----------	------------	------------	------------	------------	--

※1 令和7年度に下水道の切替工事が完了したため、12月分以降には下水道使用料を含む。
(ただし、下水道使用料の積算にあたっては資料15を確認すること。)

※2 令和7年度までの指定管理料に含む修繕料は1,500,000円/年。

※3 電気自動車充電器は令和5年度途中から故障のため運用停止中。

資料9

◇南部リージョンセンター 高熱水費内訳

令和4年度

※「水道」の「南部RC」の10月分は水道メーター故障のため請求がなかったもので、その分は2月分で支払い。

(単位:円)

月	電気							水道				ガス
	請求総額	道の駅	つむぎ	自販機	図書室	電気自動車	南部RC	請求総額	道の駅	つむぎ	南部RC	南部RC
4	533,260	69,680	42,778	12,489	35,232	36,445	336,636	73,870	4,707	676	68,487	1,320
5	866,433	194,393	181,976	9,273	51,075	37,686	392,030	-	-	-	-	1,320
6	1,041,629	319,244	253,180	12,840	54,901	48,450	353,014	157,055	4,769	96,096	56,190	1,320
7	1,392,943	369,160	261,514	12,466	77,808	59,938	612,057	-	-	-	-	1,320
8	1,515,910	424,932	274,446	15,770	82,914	81,319	636,529	169,010	6,223	109,704	53,083	1,531
9	1,394,307	455,132	366,376	13,436	71,377	62,037	425,949	-	-	-	-	1,320
10	1,134,090	262,032	285,601	12,550	66,276	58,721	448,910	127,168	7,289	137,277	-17,398	1,320
11	1,114,213	260,707	365,323	13,221	64,866	16,014	394,082	-	-	-	-	1,426
12	1,302,845	169,914	238,472	18,864	85,047	111,413	679,135	162,718	5,891	124,695	32,132	2,268
1	1,176,030	135,590	185,060	18,965	79,073	63,230	694,112	-	-	-	-	2,427
2	1,418,124	229,940	326,461	19,549	90,299	60,662	691,213	188,830	73,570	5,296	109,964	1,584
3	1,175,968	195,914	250,605	19,159	74,484	52,676	583,130	-	-	-	-	1,847
合計	14,065,752	3,086,638	3,031,792	178,582	833,352	688,591	6,246,797	878,651	102,449	473,744	302,458	19,003

令和5年度

※「ガス」の8月分は大阪府の支援策による値引きによるもの。

(単位:円)

月	電気							水道				ガス
	請求総額	道の駅	つむぎ	自販機	図書室	電気自動車	南部RC	請求総額	道の駅	つむぎ	南部RC	南部RC
4	982,864	205,572	254,465	12,497	58,124	46,790	405,416	164,290	5,182	105,299	53,809	2,374
5	1,001,015	144,511	256,375	10,234	64,316	55,498	470,081	-	-	-	-	2,795
6	1,086,268	352,455	310,284	12,559	54,815	36,457	319,698	172,156	5,156	98,081	68,919	2,479
7	1,342,600	341,248	245,574	12,536	75,150	38,169	629,923	-	-	-	-	3,428
8	1,289,113	439,045	308,470	14,272	63,520	44,415	419,391	195,750	6,103	119,475	70,172	0
9	1,212,743	302,336	271,959	12,520	68,239	30,420	527,269	-	-	-	-	1,869
10	945,385	250,845	234,287	10,949	51,953	27,929	369,422	169,325	5,505	120,962	42,858	1,847
11	945,109	248,127	241,385	12,756	52,001	29,601	361,239	-	-	-	-	3,059
12	952,549	168,346	152,631	17,396	58,277	9,300	546,599	192,291	4,828	101,731	85,732	4,376
1	981,097	147,143	133,124	18,166	62,000	1,590	619,074	-	-	-	-	2,742
2	937,148	188,965	196,137	17,891	55,502	2,039	476,614	179,707	4,123	88,237	87,347	6,536
3	946,877	152,998	154,811	13,120	59,338	1,073	565,537	-	-	-	-	2,163
合計	12,622,768	2,941,591	2,759,502	164,896	723,235	323,281	5,710,263	1,073,519	30,897	633,785	408,837	33,668

令和6年度

(単位:円)

月	電気							水道				ガス
	請求総額	道の駅	つむぎ	自販機	図書室	電気自動車	南部RC	請求総額	道の駅	つむぎ	南部RC	南部RC
4	816,974	208,852	206,181	9,633	45,485	0	346,823	131,573	4,278	81,965	45,330	5,167
5	950,636	318,825	280,734	9,945	47,262	0	293,870	-	-	-	-	4,007
6	1,120,880	336,113	245,745	10,761	58,824	0	469,437	189,774	5,942	102,399	81,433	2,901
7	1,648,992	439,732	282,606	19,967	90,386	0	816,301	-	-	-	-	2,848
8	1,755,276	652,066	375,512	20,986	82,249	0	624,463	178,134	6,624	114,757	56,753	2,690
9	1,364,663	412,494	261,913	15,589	71,180	0	603,487	-	-	-	-	2,690
10	982,324	336,288	253,085	13,868	48,045	0	331,038	173,415	6,187	121,168	46,060	2,954
11	1,021,052	258,513	221,317	18,317	56,561	0	466,344	-	-	-	-	2,742
12	1,196,750	215,446	202,271	22,201	72,892	0	683,940	205,504	5,483	107,162	92,859	3,112
1	1,133,343	230,327	188,723	24,823	66,743	0	622,727	-	-	-	-	6,326
2	1,196,439	212,861	183,711	22,139	73,069	0	704,659	193,864	4,607	80,355	108,902	7,274
3	1,067,733	199,387	174,709	18,816	64,564	0	610,257	-	-	-	-	5,220
合計	14,255,062	3,820,904	2,876,507	207,045	777,260	0	6,573,346	1,072,264	33,121	607,806	431,337	47,931

令和7年度

※「水道」の12月分以降には下水道使用料を含む。

(単位:円)

月	電気							水道(下水)				ガス
	請求総額	道の駅	つむぎ	自販機	図書室	電気自動車	南部RC	請求総額	道の駅	つむぎ	南部RC	南部RC
4	843,619	264,632	230,574	7,357	43,444	0	297,612	181,280	5,215	90,639	85,426	4,270
5	943,276	258,349	223,725	9,648	51,321	0	400,233	-	-	-	-	3,375
6	1,139,335	331,804	262,030	12,909	60,391	0	472,201	143,842	6,853	83,867	53,122	3,533
7	1,492,861	436,581	290,418	19,018	78,832	0	668,012	-	-	-	-	2,690
8	1,439,250	394,582	254,166	14,299	78,308	0	697,895	195,437	7,086	109,247	79,104	2,268
9	1,231,868	451,272	315,050	19,425	57,849	0	388,272	-	-	-	-	2,479
10	1,034,722	274,309	228,931	14,444	56,694	0	460,344	227,840	7,566	127,910	92,364	3,322
11	860,880	230,732	204,708	15,493	46,714	0	363,233	-	-	-	-	2,005
12	931,005	215,126	190,045	19,722	52,908	0	453,204	299,099	12,264	89,003	197,832	3,533
1	885,162	176,216	147,087	22,094	52,201	0	487,564	-	-	-	-	4,376
2	826,632	193,640	169,215	18,935	46,668	0	398,174	270,027	14,506	202,616	52,905	5,272
3	879,944	187,380	153,766	19,253	51,172	0	468,373	-	-	-	-	4,481
合計	12,508,554	3,414,623	2,669,715	192,597	676,502	0	5,555,117	1,317,525	53,490	703,282	560,753	41,604

資料9

◇南部リージョンセンター 維持管理定期業務費明細(業務委託費)

(単位:円)

業務項目	業務名	決算額				実施頻度
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
清掃	日常清掃	3,528,000	3,645,000	3,627,000	3,808,344	12ヶ月(1ポスト6H)
	定期清掃	573,080	573,080	573,080	573,080	年2回(年1回の箇所あり)
	臨時・特別清掃ほか	130,160	131,400	61,400	101,640	
	レンタルマット	152,563	80,520	80,520	80,532	月2回
保安警備	機械警備	204,000	204,000	204,000	204,000	年間
	場内警備	1,180,800	1,022,400	1,005,000	1,117,000	日祝(イベントなど含む)
建築設備	建築設備管理設備員	4,100,000	3,220,000	3,300,000	3,300,000	年間
	自家用電気工作物保守点検	402,000	402,000	402,000	426,000	月1回
	昇降機保守点検	228,000	228,000	228,000	228,000	月1回
	自動扉保守点検	190,000	190,000	190,000	190,000	年2回
	消防設備保守点検	200,000	200,000	200,000	200,000	年2回
	防火対象物定期点検	60,000	60,000	60,000	60,000	年1回
	防火設備定期点検	100,000	100,000	100,000	100,000	年1回
	簡易専用水道定期検査報告	23,000	23,000	23,000	23,000	年1回
	浄化槽保守点検	2,400,000	2,400,000	-	-	月3回
	浄化槽定期検査	20,000	20,000	-	-	年1回
	フロン排出抑制法に伴う定期点検	-	130,000	-	-	
	建築設備定期検査報告	70,000	70,000	280,000	280,000	年1回
	特定建築物定期検査報告	90,000	-	-	195,000	3年1回
	空調機整備保守点検	400,000	400,000	400,000	400,000	年1回
	貯水槽清掃(水質検査含む)	55,000	55,000	55,000	55,000	年1回
	雨水貯水槽清掃	197,000	197,000	197,000	197,000	年1回
	調整池・バイパス水路清掃	138,000	138,000	138,000	138,000	年1回
大型複合遊具定期点検	-	-	145,000	145,000	年1回	
多目的室	移動観覧席保守点検					年1回
	舞台吊物装置保守点検					年1回
	音響設備点検	801,818	824,681	802,000	811,000	年1回
	照明設備点検					年1回
	ピアノ調律					年1回
	舞台照明補修調整	-	42,600	-	-	
植栽管理	樹木剪定・除草、害虫駆除、消毒	-	330,000	348,000	330,000	
塵埃処理	一般廃棄物処理	624,000	504,000	504,000	504,000	12ヶ月
電力量デマンド監視他		37,800	50,400	50,400	50,400	
施設ホームページ制作(変更)費		700,000	-	5,000	-	
	調整金	-2	-80	-1,739	-3,000	
	小計	16,605,219	15,241,001	12,976,661	13,513,996	
	消費税	1,660,522	1,524,100	1,297,666	1,351,399	
	合計	18,265,741	16,765,101	14,274,327	14,865,395	

資料9

◇南部リージョンセンター 修繕費内訳

年度	項目	金額	合計	予算額	精算額
令和 4年度	バルク安全弁取替作業	53,130	1,500,623	1,500,000	0
	朝市コーナーテラス側盤撤去作業	36,300			
	駐車場内グレーチング修繕	103,400			
	女子トイレフラッシュバルブ修繕	27,907			
	ACP-3 和室系統空調機修繕	126,797			
	音楽・軽運動室系統室内機ドレンパン・ドレンポンプ	71,500			
	自閉式水栓取付作業	31,955			
	総合受付・図書コーナーエアコン空調機修繕	51,700			
	回廊タイル補修工事	63,250			
	多目的トイレ鍵交換作業	95,590			
	駐車場管理用ユニットサインキューブ	20,102			
	駐車場管理用コーンサイントップ	3,676			
	駐車場管理用参キューブ	11,550			
	ロビー系外調機応急処置	19,635			
	駐車場山型方向版・赤	7,018			
	サニタリーボックス設置交換作業	12,133			
	つむぎ自動扉鍵交換	40,480			
	浄化槽設備緊急点検作業	36,300			
	浄化槽臨時引抜作業	187,000			
	多目的ホール音響機器(緊急対応)	59,000			
	多目的ホール映像機器(緊急対応)	45,000			
大型駐車場サイン看板及びパネル	198,000				
駐車場サイン看板及びパネル	68,300				
つむぎ量水系器取替	130,900				

年度	項目	金額	合計	予算額	精算額
令和 5年度	臨時駐車場 誘導看板取付	181,087	1,499,585	1,500,000	-415
	多目的ホールスポットライト修繕	54,000			
	つむぎ電気メーター取替①	150,150			
	つむぎ電気メーター取替②	154,110			
	ツバメ対策ネット取付作業	143,675			
	壁リモコン取替作業	19,690			
	屋外男子トイレ手洗い排水管取替	38,225			
	給水電磁弁交換	187,000			
	空調設備(冷媒ガス補充)	44,000			
	つむぎ加工室ガス検知器交換作業	29,612			
	屋外倉庫外灯LED交換	79,200			
	ペーパーホルダー取替	17,336			
	事務所、図書室受付LED化	290,400			
	臨時バイク置き場サイン、遊具広場注意プレート	111,100			

資料 9

◇南部リージョンセンター 修繕費内訳

年度	項目	金額	合計	予算額	精算額
令和 6年度	駐車場看板	88,000	1,531,004	1,500,000	0
	浄化槽汚水緊急引抜	237,600			
	屋外男子トイレ洗面修繕	147,400			
	つむぎグリストラップ箆交換	126,500			
	音楽・軽運動室PACエアコン修繕	105,600			
	大型遊具修繕	55,000			
	多目的ホールプロジェクター故障対応・原因調査	30,000			
	多目的ホールプロジェクター代替機材レンタル	70,000			
	1階多目的トイレ電気温水器修繕	31,240			
	多目的ホール照明ランプ取替	60,500			
	回廊タイル不陸補修	60,500			
	消防設備修繕	105,600			
	屋外女子トイレフラッシュバルブ修繕	10,604			
	多目的ホールプロジェクター代替機材レンタル(延長)	30,000			
	厨房外気取込口フィルター取替	14,410			
	和室襖修繕	171,600			
	和室畳修繕	186,450			

年度	項目	金額	合計	予算額	精算額
令和 7年度	会議室1エアコン修繕	159,500	1,515,150	1,500,000	0
	多目的ホール・加工室給排気ファンVベルト取替	64,900			
	大型駐車場アスファルト補修材料購入	2,278			
	大型駐車場アスファルト補修材料購入	2,062			
	ロビー空調機(ACP-3)修繕	198,000			
	多目的ホール照明ランプ取替(器具調整含む)	51,700			
	一般駐車場 外灯ポール応急補修	132,000			
	大型駐車場ガラス購入	981			
	大会議室映写スクリーン更新	154,000			
	2階エレベーターホール非常照明取替	52,800			
	大型駐車場ガラス購入	2,279			
	ロビー避難口前タイル改修	148,500			
	加工室コンセント用ブレーカー取替	47,850			
	多目的ホール壁補修	155,100			
	2階多目的トイレ洗面自動水栓取替	73,700			
	多目的ホール系統空調(ACP-1)室外機修繕	70,400			
	和室障子応急補修	5,500			
	和室建具修理	110,000			
	調理実習室冷蔵庫更新	83,600			

資料9

◇南部リージョンセンター 講習講座一覧

令和4年度

	講座名	実施回数	募集人数	受講人数	曜日	時間	受講料
1	はじめてのヨガ(火)	43	559	423	毎週火曜日	13:00~14:30	四半期 ワンクール 1回あたり 550円(税込)
2	はじめてのヨガ(火)夜	44	616	572	毎週火曜日	18:00~19:30	
3	はじめてのヨガ(水)	46	644	455	毎週水曜日	13:00~14:30	
4	はじめてのヨガ(木)A	46	598	341	毎週木曜日	9:00~10:30	
5	はじめてのヨガ(木)B	45	630	548	毎週木曜日	10:30~12:00	
6	はじめてのヨガ(木)夜	45	630	585	毎週木曜日	18:00~19:30	
7	卓球教室(水)	48	960	672	毎週水曜日	13:00~15:00	
8	卓球教室(木)	47	940	438	毎週木曜日	10:00~12:00	
9	さわやか健康体操	47	705	573	毎週水曜日	10:00~11:30	
10	健康体操自彊術	46	690	291	毎週水曜日	15:00~16:30	
11	着付け・おでかけコース	36	468	372	第1・2・4火曜日	10:30~12:00	
12	着付け・初めてコース	36	468	306	第1・2・4火曜日	13:30~15:00	
13	暮らしの書道①	22	352	179	第1・3水曜日	14:00~15:30	
14	暮らしの書道②	23	368	96	第2・4水曜日	14:00~15:30	
合 計		574	8,628	5,851			

令和5年度

	講座名	実施回数	募集人数	受講人数	曜日	時間	受講料
1	はじめてのヨガ(火)	44	528	500	毎週火曜日	13:00~14:30	四半期 ワンクール 1回あたり 550円(税込)
2	はじめてのヨガ(火)夜	44	616	559	毎週火曜日	18:00~19:30	
3	はじめてのヨガ(水)	47	611	371	毎週水曜日	13:00~14:30	
4	はじめてのヨガ(木)A	47	611	551	毎週木曜日	9:00~10:30	
5	はじめてのヨガ(木)B	47	611	579	毎週木曜日	10:30~12:00	
6	はじめてのヨガ(木)夜	48	672	404	毎週木曜日	18:00~19:30	
7	卓球教室(水)	47	705	630	毎週水曜日	13:00~15:00	四半期ワンクール 1回あたり825円(税込)
8	卓球教室(木)	46	690	488	毎週木曜日	10:00~12:00	
9	さわやか健康体操	47	564	552	毎週水曜日	10:00~11:30	四半期 ワンクール 1回あたり 550円(税込)
10	健康体操自彊術	47	705	173	毎週水曜日	15:00~16:30	
11	着付け・おでかけコース	36	432	354	第1・2・4火曜日	10:30~12:00	
12	着付け・初めてコース	36	432	369	第1・2・4火曜日	13:30~15:00	
13	暮らしの書道①	20	320	176	第1・3火曜日	14:00~15:30	
14	暮らしの書道②	23	368	137	第2・4水曜日	14:00~15:30	
合 計		579	7,865	5,843			

資料9

◇南部リージョンセンター講習講座一覧表

令和6年度

	講座名	実施回数	募集人数	受講人数	曜日	時間	受講料
1	はじめてのヨガ(火)	41	492	424	毎週火曜日	13:00～14:30	四半期 ワンクール 1回あたり 550円(税込)
2	はじめてのヨガ(火)夜	40	560	369	毎週火曜日	18:00～19:30	
3	はじめてのヨガ(水)	47	658	310	毎週水曜日	13:00～14:30	
4	はじめてのヨガ(木)A	47	611	342	毎週木曜日	9:00～10:30	
5	はじめてのヨガ(木)B	47	611	510	毎週木曜日	10:30～12:00	
6	はじめてのヨガ(木)夜	47	611	463	毎週木曜日	18:00～19:30	
7	卓球教室(水)	48	720	552	毎週水曜日	13:00～15:00	四半期ワンクール 1回あたり825円(税込)
8	卓球教室(木)	46	690	569	毎週木曜日	10:00～12:00	
9	さわやか健康体操	48	624	588	毎週水曜日	10:00～11:30	四半期 ワンクール 1回あたり 550円(税込)
10	健康体操自彊術	20	300	132	月2回金曜日	15:00～16:30	
11	着付け・おでかけコース	35	385	394	第1・2・4火曜日	10:30～12:00	
12	着付け・初めてコース	35	385	411	第1・2・4火曜日	13:30～15:00	
13	暮らしの書道①	23	368	171	第1・3火曜日	14:00～15:30	
14	暮らしの書道②	23	368	147	第2・4水曜日	14:00～15:30	
合 計		547	7,383	5,382			

令和7年度

	講座名	実施回数	募集人数	受講人数	曜日	時間	受講料 (4～6月の場合)
1	はじめてのヨガ(火)	41	492	424	毎週火曜日	13:00～14:30	四半期 ワンクール 1回あたり 550円(税込)
2	はじめてのヨガ(火)夜	40	560	369	毎週火曜日	18:00～19:30	
3	はじめてのヨガ(水)	47	611	342	毎週火曜日	13:00～14:30	
4	はじめてのヨガ(木)A	47	611	510	毎週水曜日	9:00～10:30	
5	はじめてのヨガ(木)B	47	611	463	毎週木曜日	10:30～12:00	
6	はじめてのヨガ(木)夜	47	658	310	毎週木曜日	18:00～19:30	
7	卓球教室(水)	48	720	552	毎週水曜日	13:00～15:00	四半期ワンクール 1回あたり825円(税込)
8	卓球教室(木)	46	690	569	毎週木曜日	10:00～12:00	
9	さわやか健康体操	48	624	588	毎週水曜日	10:00～11:30	四半期 ワンクール 1回あたり 550円(税込)
10	健康体操自彊術	20	300	132	月2回金曜日	15:00～16:30	
11	着付け・おでかけコース	35	385	394	第1・2・4火曜日	10:30～12:00	
12	着付け・初めてコース	35	385	411	第1・2・4火曜日	13:30～15:00	
13	暮らしの書道①	23	368	171	第1・3火曜日	14:00～15:30	
14	暮らしの書道②	23	368	47	第2・4水曜日	14:00～15:30	
合 計		547	7,383	5,282			

資料9

◇南部リージョンセンター 自主事業一覧

令和4年度

	事業名	募集人数	参加人数
1	シニア向け！超かんたん シンプルスマホ体験教室	10	9
2	健康講座(7月分) 暮らしに役立つ睡眠と健康の知恵袋	20	6
3	暮らしの中のお金の話 こどもの教育費	10	2
4	映画上映会&トークライブ「宙と土」	—	126
5	なつやすみ工作体験教室 植物版画作り	15	2
6	なつやすみ工作体験教室 保冷剤を使ってインテリア工作	20	17
7	なつやすみ工作体験教室 笑福亭笑利の楽しい紙切り教室	40	3
8	なつやすみ工作体験教室 月亭八織の夏休みおりがみ教室	40	7
9	健康講座(8月分) 正しく学ぶ認知症①認知症の理解編	20	5
10	いずみ地域の味伝承講座(9月分)オリジナル金山寺みそづくり	20	15
11	健康講座(9月分) 正しく学ぶ認知症②認知症の予防編	20	5
12	暮らしの中のお金の話(9月分) 初心者でもわかる資産運用講座	20	4
13	桃山学院大学写真部展示会	—	—
14	健康講座(10月分) 女性のための健康づくり ガンから守る	20	5
15	暮らしの中のお金の話(10月分) 相続対策講座	20	2
16	南部リージョンセンター手芸部！11月 ダーニング刺繍教室①	15	15
17	いずみ地域の味伝承講座(11月分) いずみ伝統の白みそづくり	40	36
18	健康講座(11月分) 老化を防いで身体の中から健康に	20	4
19	南部リージョンセンター手芸部！11月 ダーニング刺繍教室②	15	6
20	暮らしの中のお金の話(11月分) 教育資金講座	20	0(中止)
21	南部リージョンセンター手芸部！12月 クリスマスタペストリーづくり①	15	5
22	南部リージョンセンターお花部！12月 フレッシュグリーンクリスマスリースづくり	15	8
23	和のクリスマス&蚤の市	—	200
24	シニア向け！超かんたん シンプルスマホ体験教室	15	9
25	南部リージョンセンター手芸部！12月 クリスマスタペストリーづくり②	15	8
26	暮らしの中のお金の話(12月分) 初心者でもわかる資産運用講座	20	0(中止)
27	健康講座(12月分) 女性のための健康づくり応援・不足している栄養素を知る	20	5
28	健康講座(1月分) わたしたちの「健康」と「暮らし」	20	2
29	南部リージョンセンター手芸部！1月 ちりめん布でひな人形づくり①	10	3
30	暮らしの中のお金の話(1月分) わかりやすい相続対策講座	10	3
31	いずみ地域の味伝承講座 いずみ(1月分)いずみ伝統の米みそづくり	20	16
32	南部リージョンセンター手芸部！1月 ちりめん布でひな人形づくり②	10	3
33	いずみ地域の味伝承講座(3月分) 季節のジャムづくり	20	19
34	健康講座番外編 MYライフプラン&エンディングセミナー	20	5
35	午後のミニコンサート#0 アイリッシュハーブで奏でる春の名曲	—	92
36	暮らしの中のお金の話(3月分) 初心者でもわかる資産運用講座	20	4
	合計	615	651

資料9

◇南部リージョンセンター 自主事業一覧

令和5年度

	事業名	募集人数	参加人数
1	桃山学院大学写真部展示会	—	—
2	手芸部4月 革ひもアクセサリづくり①	15	11
3	手芸部4月 革ひもアクセサリづくり②		
4	暮らしの書道 作品展	—	—
5	暮らしの中のお金の話 わかりやすい！相続対策講座	10	2
6	第1回みんな食堂	100	88
7	午後のミニコンサートVol.1 マリンバと打楽器のアンサンブル	192	70
8	手芸部5月 ハギレと刺し子の手さげバッグづくり①	15	9
9	手芸部5月 ハギレと刺し子の手さげバッグづくり②		
10	第2回みんな食堂	100	129
11	手芸部6月 ちりめん細工の七夕飾りづくり①	15	2
12	手芸部6月 ちりめん細工の七夕飾りづくり②		
13	第3回みんな食堂	100	158
14	手芸部7月 ハギレを使ってトートバッグをアレンジ&リメイク①	15	5
15	手芸部7月 ハギレを使ってトートバッグをアレンジ&リメイク②		
16	午後のミニコンサートVol.2 バリトンとピアノで楽しむ歌の世界	192	56
17	第4回みんな食堂	100	148
18	手芸部7月 苦難去る 九匹のさるぼぼづくり①	15	7
19	手芸部7月 苦難去る 九匹のさるぼぼづくり②		
20	みんな食堂 なつやすみスペシャル	100	190
21	すいか割り&流しそうめん体験(みんな食堂夏休みSP 同時開催)	150	150
22	手芸部9月 はじめての裂き織り①	15	7
23	手芸部9月 はじめての裂き織り②		
24	第6回みんな食堂	100	121
25	いずみ地域の味伝承プロジェクト ①地元のいちじくを使ったスイーツ	20	15
26	午後のミニコンサートVol.3 アイリッシュハーブの調べ	192	109
27	手芸部10月 手縫いで簡単Tシャツリメイク①	15	7
28	手芸部10月 手縫いで簡単Tシャツリメイク②		
29	第7回みんな食堂	100	154
30	岡本 備 ビートルズコレクション展	—	114
31	手芸部11月 ビーズアクセサリ作り①	15	2
32	手芸部11月 ビーズアクセサリ作り②		
33	みんな食堂 番外編 親子AED講習会	30	22
34	午後のミニコンサートVol.4 プレXmas ひと足早い音楽の贈り物	192	70

	事業名	募集人数	参加人数
35	いずみ地域の味伝承プロジェクト ②いずみ伝統の白みそづくり	20	19
36	第8回みんな食堂	100	112
37	手芸部12月 ハギレで新巻鮭①	15	6
38	手芸部12月 ハギレで新巻鮭②		
39	和のクリスマス 落語とファッションショーと蚤の市	—	200
40	第9回みんな食堂	100	140
41	みんな食堂番外編 新春もちつき体験会	—	65
42	手芸部1月・2月 お雛様のタペストリー①	15	6
43	手芸部1月・2月 お雛様のタペストリー②		
44	スマイル単独ライブ	150	35
45	いずみ地域の味伝承プロジェクト ③いずみ伝統の米みそづくり	20	9
46	第10回みんな食堂	100	119
47	午後のミニコンサートVol.5 クラシック&ジャズ 2本のサクソコンサート	192	90
48	「夢見る小学校」映画上映会	—	50
49	いずみの山の小さなマルシェ	—	100
50	第11回みんな食堂	100	101
51	本格蕎麦打ち入門教室	15	8
52	手芸部3月 ハギレでつくる端午の節句飾り①	15	5
53	手芸部3月 ハギレでつくる端午の節句飾り②		
54	午後のミニコンサートVol.6 春うらら～ひなまつりコンサート～	192	52
55	いずみ地域の味伝承プロジェクト ④いずみの果物を使った季節のジャム	20	14
56	いずみの山の小さなマルシェ	—	100
57	和泉の野菜 地産地消研究会	20	20
58	本格蕎麦打ち入門教室	15	8
59	第12回みんな食堂	100	118
合 計		2,987	3,023

資料9

◇南部リージョンセンター 自主事業一覧

令和6年度(1/2)

	事業名	募集人数	参加人数
1	桃山学院大学写真部展示会	—	—
2	まるっといず味 料理教室 旬の野菜を楽しもう 第1回:竹の子と葉付き玉ねぎ	20	12
3	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
4	第13回 みんな食堂	120	101
5	午後のミニコンサートVol.7 ポムソリヴァイオリンとピアノの調べ	200	51
6	みんな食堂番外編 食育ワークショップ バケツ稲をみんなで育てよう	60	65
7	本格蕎麦打ち入門教室	15	6
8	手芸部 ハギレでつくるサコッシュとベスト①	10	4
9	手芸部 ハギレでつくるサコッシュとベスト②		
10	まるっといず味 料理教室 旬の野菜を楽しもう 第2回:えんどう豆と新じゃが	20	11
11	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
12	第14回 みんな食堂	120	105
13	午後のミニコンサートVol.8 ピアノで描く詩的な世界	200	41
14	まるっといず味 料理教室 旬の野菜を楽しもう 第3回:水なすと玉ねぎ麴	20	20
15	第15回 みんな食堂	120	137
16	午後のミニコンサートVol.9 音色イロイロ～4種類のサクソフで奏でる名曲～	200	58
17	本格蕎麦打ち入門教室	15	12
18	手芸部 和布のハギレでつくる便利なサコッシュ①	10	5
19	手芸部 和布のハギレでつくる便利なサコッシュ②		
20	午後のミニコンサートVol.10 歌とピアノでお贈りする幻想のメロディと情熱のカンターレ	200	35
21	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
22	まるっといず味 料理教室 旬の野菜を楽しもう 第4回:とうもろこしと葉膳料理	20	20
23	みんな食堂夏休みスペシャル 流しそめんと水あそびパラダイス!	120	100

	事業名	募集人数	参加人数
24	みんな食堂食育啓発企画 農林水産省タイアップ映画「いただきます2」上映会&フードパントリー	100	121
25	午後のミニコンサートVol.11 名曲アラカルト～真夏のヴァイオリンデュオ～	200	96
26	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
27	暮しの中のお金の話～マナーセミナー～ 30～50歳代から考えるマナーセミナー ～人生100年時代に備える！～	10	8
28	第17回 みんな食堂	120	129
29	まるっといず味 料理教室 旬の野菜を楽しもう 第5回:冬瓜と夏野菜のピピンバ	20	21
30	手芸部 傷んだ衣類をダーニング刺繍で可愛くお直し①	10	5
31	手芸部 傷んだ衣類をダーニング刺繍で可愛くお直し②		
32	まるっといず味 料理教室 旬の野菜を楽しもう 第6回:かぼちゃと郷土料理	20	20
33	暮しの中のお金の話～マナーセミナー～ 30～50歳代から考えるマナーセミナー ～人生100年時代に備える！～	10	0
34	逆腹式呼吸法講座	20	15
35	暮しの中のお金の話～マナーセミナー～ 30～50歳代から考えるマナーセミナー ～人生100年時代に備える！～	10	0
36	午後のミニコンサートVol.12 ～大阪ハーブカンパニー～ ハーブの音で癒されるって本当ですか?	200	100
37	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
38	第18回 みんな食堂	120	110
39	暮しの中のお金の話～マナーセミナー～ 女性のためのマナーセミナー ～トクする女性の賢くお金を貯める方法～	10	1
40	暮しの中のお金の話～マナーセミナー～ 女性のためのマナーセミナー ～トクする女性の賢くお金を貯める方法～	10	1
41	午後のミニコンサートVol.13 秋に聴きたいフランス音楽の調べ	200	42
42	まるっといず味 料理教室 旬の野菜を楽しもう 第7回:お米と重ね煮料理	20	16
43	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
44	第19回 みんな食堂	120	142
45	シニア向け 超かんたん!情報弱者にならない為のスマホ情報入手術	20	6
46	手芸部 和布でつくるかわいい正月飾り①	10	5
47	手芸部 和布でつくるかわいい正月飾り②		

資料9

◇南部リージョンセンター 自主事業一覧

令和6年度(2/2)

	事業名	募集人数	参加人数
48	まるっといず味 料理教室 旬の野菜を楽しもう 第8回: 菊菜と秋畑ごはん	20	16
49	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
50	午後のミニコンサートVol.14 チューバとカホンで奏でる異色のアンサンブル	200	18
51	暮らしの中のお金の話～マネーセミナー～ 女性のためのマネーセミナー ～トクする女性の賢くお金を貯める方法～	10	2
52	みんな食堂番外編 3種の無添加調味料を作ろう!	15	16
53	いずみ地域の味伝承プロジェクト いずみ伝統白みそづくり教室	20	22
54	第20回 みんな食堂	120	117
55	午後のミニコンサートVol.15 ハーブとバイオリン～日曜日のクリスマス音楽会～	200	90
56	暮らしの中のお金の話～マネーセミナー～ 女性のためのマネーセミナー ～トクする女性の賢くお金を貯める方法～	10	3
57	暮らしの書道展 受託事業「暮らしの書道」の作品展示会	—	—
58	第21回 みんな食堂	120	120
59	まるっといず味 料理教室 旬の野菜を楽しもう 第9回: カリフラワーと手作りソーセージ	20	17
60	みんな食堂番外編 餅つき&お正月遊び	100	111
61	手芸部 はまぐりで作るお福さん人形①	10	3
62	手芸部 はまぐりで作るお福さん人形②		
63	午後のミニコンサートVol.16 世界巡る浪漫飛行～フルート・バイオリン・ピアノとともに～	200	57
64	まるっといず味 料理教室 旬の野菜を楽しもう 第10回: にんじんと発酵野菜	20	22
65	暮らしの中のお金の話～マネーセミナー～ 女性のためのマネーセミナー ～トクする女性の賢くお金を貯める方法～	10	2
66	第22回 みんな食堂	120	123
67	みんな食堂番外編 親子で一緒に作る白味噌作り教室	15	20
68	いずみ地域の味 伝承プロジェクト いずみ伝統の米みそづくり教室	20	24
69	聴いているだけでリラックス なつちのクリスタルボウル演奏会	15	15
70	暮らしの中のお金の話～マネーセミナー～ 女性のためのマネーセミナー ～トクする女性の賢くお金を貯める方法～	10	4

	事業名	募集人数	参加人数
71	まるっといず味 料理教室 旬の野菜を楽しもう 第11回: 大根と郷土料理	20	23
72	暮らしの中のお金の話～マネーセミナー～ 女性のためのマネーセミナー ～トクする女性の賢くお金を貯める方法～	10	3
73	午後のミニコンサートVol.17 クラシック&ジャズ2本のサクソコンサート	200	63
74	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
75	第23回 みんな食堂	120	129
76	まるっといず味 料理教室 旬の野菜を楽しもう 第12回: キャベツとお花見弁当	20	23
77	暮らしの中のお金の話～マネーセミナー～ こどものやりたい!を叶えるための教育費セミナー	10	4
78	暮らしの中のお金の話～マネーセミナー～ こどものやりたい!を叶えるための教育費セミナー	10	1
79	みんな食堂番外編 フードバントリー	25	25
80	午後のミニコンサートVol.18 宮崎 剛ピアノパフォーマンス	200	73
81	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
82	みんな食堂番外編 フードバントリー	25	25
83	第24回 みんな食堂	120	129
84	手芸部3月 手まりのインテリアサンキャッチャーづくり	15	9
合 計		4,730	4,280

資料9

◇南部リージョンセンター 自主事業一覧

令和7年度(1/2)

	事業名	募集人数	参加人数
1	桃山学院大学写真部展示会	—	—
2	七夕飾り	—	—
3	キッズヒップホップダンス体験レッスン	20	8
4	なっちのクリスタルボウル演奏会 VOL.2	20	6
5	午後のミニコンサート Vol.19 ハーブとフルーツの子守唄～リージョンセンターでおやすみなさい～	200	67
6	まるっといず味 料理教室 つくって食べよう たけのこちまき	20	23
7	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
8	第25回 みんな食堂	100	145
9	キッズヒップホップダンス体験レッスン	20	8
10	キッズヒップホップダンス体験レッスン	20	4
11	まるっといず味 料理教室 つくって食べよう スパイスカレー	20	22
12	午後のミニコンサート Vol.20 サクソとピアノで奏でる名曲集 ～日本の名曲集めました～	200	58
13	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
14	第26回 みんな食堂	100	125
15	手芸部 楽しいヨーロッパ刺繍①	10	8
16	手芸部 楽しいヨーロッパ刺繍②		
17	まるっといず味 料理教室 みんなでつくろう玉ねぎ麩	20	19
18	手芸部 季節飾 蓮の葉っぱと蛙の布小物①	10	3
19	手芸部 季節飾 蓮の葉っぱと蛙の布小物②		
20	午後のミニコンサート Vol.21 ドイツ・ロマン派のピアノ音楽 シューマンの世界	200	61
21	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
22	第27回 みんな食堂	100	118
23	手芸部 段ボール織り機で裂き織りレッスン①	10	6
24	手芸部 段ボール織り機で裂き織りレッスン②		

	事業名	募集人数	参加人数
25	まるっといず味 料理教室 作って食べよう！とうもろこしチヂミ	20	21
26	キッズダンス&英語体験レッスン	20	5
27	キッズダンス&英語体験レッスン	20	7
28	みんな食堂番外編「バケツ稲を育てよう！」	—	—
29	午後のミニコンサート Vol.22 夢二が見た音楽 ソプラノとピアノで紡ぐ大正ロマン	200	43
30	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
31	第28回 みんな食堂	100	141
32	IZUMI水あそびパラダイス2025	—	156
33	なっちのクリスタルボウル演奏会 VOL.3	15	6
34	夏休み特別企画 親子で一緒に楽しめる0歳からのファミリーコンサート	200	136
35	まるっといず味 料理教室 子どもとつくる夏野菜ピザ	20	20
36	こどものやりたい！を叶えるための教育費セミナー	40	8
37	手芸部 8月夏休みスペシャル 木っ端でつくる壁掛け時計	10	10
38	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
39	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
40	第29回 みんな食堂	100	143
41	まるっといず味 料理教室 みんなで作ろう！シソジュース	20	17
42	手芸部 北欧伝統のモビール ヒンメリづくり	10	6
43	午後のミニコンサート Vol.23 大阪ハーブカンパニー ハーブの音で癒されるって本当ですか？ Vol.3	200	77
44	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
45	第30回 みんな食堂	100	140
46	手芸部 和布でつくるワンピース①	6	6
47	手芸部 和布でつくるワンピース②		
48	メギーと学べる！キッズ英会話教室	10	2

資料9

◇南部リージョンセンター 自主事業一覧

令和7年度(2/2)

	事業名	募集人数	参加人数
49	第31回 みんな食堂	100	127
50	まるっといず味 料理教室 ジーマミー豆腐	20	9
51	午後のミニコンサート Vol.24 4種類のサクソ、見せます、魅せます♪	200	73
52	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
53	メギーと学べる！キッズ英会話教室①	10	8
54	メギーと学べる！キッズ英会話教室②	10	
55	メギーと学べる！キッズ英会話教室③	10	
56	いずみ地域の味 伝承プロジェクト いずみ伝統の白みそづくり教室	20	27
57	手芸部 はじめて作るマクラメバッグ	10	4
58	午後のミニコンサート Vol.25 ヴァイオリンデュオとピアノでおくる千夜一夜	200	75
59	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
60	まるっといず味 料理教室 みんなで作ろう 白菜キムチ	20	20
61	第32回 みんな食堂	100	120
62	なっちのクリスタルボウル演奏会 VOL.4	10	4
63	午後のミニコンサート Vol.26 ハーブ&バイオリン クリスマス楽団の音楽会 ～もろびとこぞりて～	200	91
64	まるっといず味 料理教室 みんなで作ろう ゆずみそ&ゆず料理	20	18
65	クリスマスマルシェ	—	150
66	第33回 みんな食堂	100	116
67	まるっといず味 料理教室 親子料理教室 今から間に合うおせち料理	20	27
68	メギーと学べる！キッズ英会話教室①	10	9
69	メギーと学べる！キッズ英会話教室②	10	
70	メギーと学べる！キッズ英会話教室③	10	
71	午後のミニコンサート Vol.27 ピアノで紡ぐ ロシアの情景	200	51
72	いずみの山の小さなマルシェ	—	150

	事業名	募集人数	参加人数
73	いずみ地域の味 伝承プロジェクト いずみ伝統の米みそづくり教室	20	25
74	第34回 みんな食堂	100	129
75	みんな食堂番外編 春を呼ぶ。節分餅つき体験	—	50
76	メギーと学べる！キッズ英会話教室①	10	9
77	メギーと学べる！キッズ英会話教室②	10	
78	メギーと学べる！キッズ英会話教室③	10	
79	手芸部 和布のハギレでベストをつくる①	7	6
80	手芸部 和布のハギレでベストをつくる②		
81	午後のミニコンサート Vol.28 クラシック&ジャズ 2本のサクソコンサート	200	66
82	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
83	まるっといず味 料理教室 作って食べよう！チキン南蛮	20	19
84	第35回 みんな食堂	100	113
85	いずみ地域の味 伝承プロジェクト 蔵出しみかんのジャムづくり教室	20	17
86	いずみの山の小さなマルシェ	—	150
87	まるっといず味 料理教室 作って食べよう！フルーツ大福作り	20	18
88	午後のミニコンサート Vol.29 オーボエとピアノの柔らかな調べ	200	25
89	第36回 みんな食堂	100	110
合 計		4,258	4,941

資料 10

図書室の取り扱いについて

(1) 特記事項

- ① 図書室の管理運営については、図書室の指定管理者により行われているが、清掃業務、電灯交換等の施設維持管理に関する業務については、南部リージョンセンターの指定管理者が行うものとする。
- ② 図書室における電気使用料については、南部リージョンセンターの指定管理者が一括して支払うこととし、図書室分の電気使用料については、**施設全体の使用料総額×0.076**（面積及び開館時間の按分による）を図書室の指定管理者に請求するものとする。
- ③ 図書室における電話（92-3811）の使用料については、南部リージョンセンターの指定管理者が一括して支払うこととし、**月額料金の半額及び（92-3811）の通話料**を図書室の指定管理者が支払うものとする。
 なお、通話料については、NTTのWebビリングサービスにて抽出したExcelデータを南部リージョンセンターも含む番号ごとにソートをかけることにより算出する。
- ④ 図書室倉庫（書庫）については、図書室の附属施設として図書室の指定管理者により管理するものとする。
- ⑤ 事務所及び入り口等については、一部共有スペースとなる部分があるが、双方による調整のもと使用すること。

(2) 維持管理にかかる費用

項目	図書室 指定管理者	南部リージョンセンター 指定管理者
光熱費	○	
清掃業務		○
施設維持管理		○
図書室内備品設備の修繕	○	
電話料金（月額料金）	半額ずつ	
電話料金（通話料金）	○	
ごみ処理		○
ごみ処分手数料	○	

資料 1 1

自習スペースの取扱いについて

(1) 特記事項

- ①自習スペースの利用は無料とする。
- ②南部リージョンセンターの指定管理者が利用者の受付を行うこと。なお、受付方法は市と協議のうえ決定すること。
- ③自習スペースの開室日時は、南部リージョンセンターの開館日時とすること。なお、やむを得ず閉鎖する必要がある場合は事前に市へ報告すること。
- ④南部リージョンセンターの指定管理者が自習スペースを定期的に巡回し、適切な学習環境を維持すること。
- ⑤利用状況を把握し、市からの求めに応じて報告すること。

(2) 維持管理にかかる費用

南部リージョンセンターの指定管理者と市の費用のすみわけは次の通りとする。

項 目	市	南部リージョンセンター 指定管理者
光熱費		○
清掃業務		○
施設維持管理		○
自習スペース内備品設備の修繕	○	
施設全体のゴミ処理		○
ごみ処分手数料		○

資料 12

証明書自動交付機について

(1) 概要

住民サービス向上のため、各種証明書を取得することができる自動交付機を設置。

(2) 取得できる証明書の種類

住民票、戸籍の附票、印鑑証明書、所得証明書、戸籍謄本（抄本）

(3) 設置台数 1 台

(4) 設置場所 1 階ロビー（総合受付向い）

(5) 自動交付機に係る指定管理者の業務について

令和 8 年 7 月現在、自動交付機に係る指定管理者の業務は下記のとおり。ただし、指定管理者との協議のうえ業務内容を変更する場合がある。

- ①利用者への周知・案内、操作サポート
- ②利用者からの質問等に対する市への電話取次
- ③印刷不良時の対応、用紙の在庫管理、予備用トナーの受取、停電等により電源が切れた際の対応
- ④その他、指定管理者による対応が必要と認められる業務

(6) 市の業務について

- ①利用者に対する証明書・操作方法等の説明
- ②証明書発行手数料の回収
- ③印刷不良時における返金処理
- ④つり銭の補充
- ⑤用紙の補充
- ⑥トナーカートリッジ・トナー回収容器の交換
- ⑦システムメンテナンス等による利用不可にかかる表示パネルの設置
- ⑧その他、市による対応が必要と認められる業務

(7) 維持管理にかかる費用

南部リージョンセンターの指定管理者と市の費用のすみわけは次の通りとする。

項目	市	南部リージョンセンター 指定管理者
電気使用料		○
自動交付機の維持管理（トナーカートリッジ・トナー回収容器の交換含む）	○	
用紙等の消耗品	○	

資料 13

貸室における Wi-Fi 利用について

(1) Wi-Fi 設置目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じながら、定期的な貸室利用を促進するために、密にならない貸室の利用方法として Web 会議や講習講座のリモート開催等が可能となるように、令和4年に貸室の一部において Wi-Fi 環境の整備を行ったもの。なお、貸室利用者は無料で Wi-Fi を利用できる。

(2) 設置機器（市設置）

①Cisco Meraki Go Wi-Fi アクセスポイント

設置対象となる貸室毎に1台（天井もしくは壁に設置）

②Cisco Meraki Go セキュリティゲートウェイ 施設に1台（2階電気盤（2T-1）内に配置）

③Cisco Meraki Go スイッチングハブ8ポート PoE 給電対応 施設に1台

（2階電気盤（2T-1）内に配置）

④Lenovo タブレット（Wi-Fi 環境管理用端末） 施設に1台配布

(3) Wi-Fi 設置場所

集会室1・2、大集会室、多目的室

合計 4部屋

(4) 貸室の Wi-Fi 利用に係る指定管理者の業務について

令和8年7月現在、Wi-Fi 利用に係る指定管理者の業務は下記のとおり。ただし、指定管理者との協議の上業務内容を変更する場合がある。

①Wi-Fi 機器の維持管理（パスワード管理を含む）

②Wi-Fi 利用を希望される貸室利用者に対するパスワードの交付・回収

③Wi-Fi の利用状況の把握・報告

④その他、必要と認められる業務

(5) 維持管理にかかる費用

南部リージョンセンターの指定管理者と市の費用のすみわけは次の通りとする。

項目	市	南部リージョンセンター 指定管理者
回線利用料・プロバイダ利用料	○	
消耗品の管理・修繕、購入	仕様書に定める責任分担のとおり。	

道の駅いずみ山愛の里の取り扱いについて

(1) 特記事項

- ①道の駅いずみ山愛の里の管理運営については、丸和食品株式会社（所在地：和泉市伯太町）（以下「道の駅指定管理者」という。）により行われる。
- ②道の駅指定管理者が管理運営するエリア（募集要領別紙1、別紙2参照。以下同じ。）にかかる電気使用料及び上下水道使用料については、南部リージョンセンターの指定管理者が一括して支払うこととし、使用量実績に応じて以下の算定方法に基づき道の駅指定管理者に請求するものとする。ただし、屋外の一部（募集要領別紙2、仕様書3ページ参照）に係る電気使用料は除くものとする。
 - ・電気使用料：請求額（基本料金含む）を使用電力で割り戻し単価を算出し、当該単価を道の駅管理運営エリアに紐づく子メーターの実績値に掛ける。
 - ・水道使用料：請求額（基本料金含む）を使用水量で割り戻し単価を算出し、当該単価を道の駅管理運営エリアに紐づく子メーターの実績値に掛ける。
 - ・下水道使用料：道の駅管理運営エリアに紐づく子メーター（上水）の実績値を「(一般用)上下水道料金早見表（2か月用）(税込)」の下水道使用料に照らし合わせた額から基本料金の半額分（税込）を引く。
- ③道の駅指定管理者が管理運営するエリアから生じたごみの処理については道の駅指定管理者において行い、ごみ処分手数料については道の駅指定管理者により支払う。
- ④入り口やごみ置き場等については、一部共有スペースとなる部分があるが、指定管理者相互による調整のもと使用すること。
- ⑤レストランにある防犯カメラの管理を行うこと。当該防犯カメラの画像データは南部リージョンセンターに設置している機器により取り扱うことになるため、道の駅指定管理者と協議を行い、画像データの取扱い及び管理方法等について書面により取り決めること。なお、書面の写しを市に提出すること。
- ⑥屋外の一部は、南部リージョンセンター指定管理者の管理運営エリアだが、道の駅指定管理者からの申し出により、道の駅指定管理者が管理運営を行っていることに留意すること。なお、南部リージョンセンター指定管理者が管理運営を希望する場合は、別途申し出を行なった上で南部リージョンセンターの管理運営下に戻すものとする。
- ⑦予備駐車場（募集要領別紙2参照）の一部は、南部リージョンセンター指定管理者の管理運営エリアだが、道の駅指定管理者からの申し出により、道の駅指定管理者が業務で使用する車両を駐車していることに留意すること。なお、南部リージョンセンター指定管理者が当該スペースを業務で使用を希望する場合は、別途申し出を行った上で使用することが可能となる。また、予備駐車場に駐車する車両の台数は道の駅指定管理者から予め共有される。

(2) 道の駅管理運営エリアにかかる費用

項 目		道の駅いずみ山愛の里 指定管理者	南部リージョンセンター 指定管理者
光熱水費		○	
清掃業務		○	
施設維持管理 (地場産品販売所)	点検・ 検査関係、 修繕関係	○	
施設維持管理 (南部リージョンセンター と一体となっているレスト ラン・厨房、屋外コーナー)	点検・ 検査関係		○
	修繕関係	日常的小規模修繕 (建築設備に係る修繕は除 く)	建築設備に係る修繕 (ただし、左記に関わらず 道の駅指定管理者が改修・ 修繕を行った箇所は除く)
備品設備の修繕		○	
電話料金		○	
ごみ処理		○	
ごみ処分手数料		○	

資料 15

下水道使用料について

(1) 概要

南部リージョンセンターの下水道使用料については、和泉市下水道条例第19条第3項第2号及び第3号の規定に基づき算定する。

参考：和泉市下水道条例（一部抜粋）

（使用料の算定方法）

第19条 略

2 略

3 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。

(1) 略

(2) 水道水以外の水を使用した場合はその使用水量とし、使用水量は、使用者が提出した申請書をもとに、使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(3) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い、使用する水の量が排除汚水量と著しく異なるものを営む使用者は、排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申請書の記載事項を勘案して、その使用者の排除汚水量を認定するものとする。

(2) 運用方法（令和8年7月請求分より）

以下のとおり運用する。

- ①「検針表・ポンプ点検・水質検査」の報告様式に、毎月最低4回検針等を行った内容を記録する。
- ②奇数月の10日前後に、設備機械室内に設置している「屋外散水栓」「ろ過機」の各水量計を確認し（①の報告様式にも記載項目あり）、水量報告書（別途様式有）に記載及び各水量計の画像を添付の上、本市上下水道部お客さまサービス課に報告。
- ③②と同月に、基本料金に加え②の水量報告書に基づき以下の計算式から算出された下水道使用料の請求があるため、指定料金を支払う。

下水道使用料算出式 上水量（主栓）＋雨水量（ろ過機）－散水量（屋外散水栓）

※上記の式中の「上水量（主栓）」は、②の前月に検針員が検針したもの（③の前月に請求される上水の使用水量と一致）。

※上記の式で算出された実績値を「（一般用）上下水道料金早見表（2ヵ月用）（税込）」の下水道使用料に照らし合わせることで下水道使用料（基本料金含む）の確認が可能です。実績値が601 m³を超える場合は、本市上下水道部お客さまサービス課（0725-99-8150）に直接確認してください。

(3) 留意点

- ・上水使用料は検針員の「主栓」の検針結果に基づき2ヵ月分を偶数月に請求される。
- ・下水道使用料の請求は2ヵ月分ごとに行う。
- ・道の駅指定管理エリア分の下水道使用料は、[資料14](#)に基づき道の駅指定管理者に請求する。
- ・下水道使用料の基本料金（2ヵ月 1,040 円（税抜・令和8年7月現在））は、南部リージョンセンター指定管理者と道の駅指定管理者で按分して支払う。

(4) 下水道使用料試算

資料9の下水道使用料は(2)②の運用に基づき算出された額ではないため、下水道使用料の積算の参考として、過去1年間の実績を基に(2)②の運用に基づき試算を行っている。なお、試算結果について市は責任を負わない。

【参考】令和7年度下水道使用料試算表(2ヵ月分・税込)

本市上下水道部お客さまサービス課からの請求額							道の駅指定管理者負担		指定管理者 実質負担 【円】	
月	上水量 (主栓)	式	雨水量 (ろ過機)	式	散水量 (屋外散水栓)	使用量	請求額 【円】	道の駅 (上水量)		請求額 【円】
4・5	650 m ³	+	265 m ³	-	20 m ³	895 m ³	198,841	356 m ³	68,556	130,285
6・7	531 m ³		319 m ³		14 m ³	836 m ³	183,849	332 m ³	63,170	120,679
8・9	695 m ³		185 m ³		30 m ³	850 m ³	187,407	505 m ³	101,992	85,415
10・11	798 m ³		169 m ³		70 m ³	897 m ³	199,349	423 m ³	83,591	115,758
12・1	617 m ³		89 m ³		165 m ³	541 m ³	110,642	301 m ³	56,214	54,428
2・3	564 m ³		71 m ³		154 m ³	481 m ³	97,178	307 m ³	57,560	39,618

※「本市上下水道部お客さまサービス課からの請求額」中「上水量(主栓)」は、前月請求される上水の使用水量と一致(例：4・5月分 650 m³は4月に請求される上水の使用水量と一致)し、「雨水量(ろ過機)」「散水量(屋外散水栓)」及び「道の駅指定管理者負担」中「道の駅(上水量)」は、(2)①で記録した報告様式の数値と一致する。

※「道の駅指定管理者負担」中「請求額」は、「道の駅(上水量)」から「(一般用)上下水道料金早見表(2ヵ月用)(税込)」で算出される下水道使用料の額から下水道使用料の基本料金の半額(572円(税込))を引いた額。

電気自動車充電器について

(1) 概要

市が平成26年に設置した電気自動車普通充電器1台及び急速充電器1台について、耐用年数が経過していること及び修繕に必要な部品の供給が終了していることから、現在充電器の稼働を停止しており、更新が必要な状況である。

電気自動車充電器の更新にあたっては市の費用を支出せず民間事業者の自己資本を活用することとし、令和7年度に公募型プロポーザル方式により事業者選定を行った。

選定された民間事業者（以下、「事業実施者」という）により令和8年度中に既設充電器の撤去及び新充電器を設置する予定となっており、市は事業実施者に当該充電器の設置に係る行政財産目的外使用を許可する予定となっている。

(2) 当該設備に係る指定管理者の業務内容について（予定）

- ①利用者への周知、案内
- ②利用促進に関する啓発
- ③その他、必要と認められる業務

(3) 当該設備に係る費用について

当該充電器に係る電気代・保守料等の経費は、事業実施者が支出することとなっており、市及び指定管理者は当該設備に係る費用を支出しない。

また、当該設備に係る電気は事業実施者が別途契約することとなっているため、施設の電気は使用しない。

資料 17

クーリングシェルターについて

(1) 趣旨

令和6年4月1日に全面施行された「改正気候変動適応法」に基づき、市町村は、暑さをしのげる場所として指定暑熱避難施設(以下「クーリングシェルター」という。)を指定することができ、熱中症特別警戒アラート発表期間中には開放することとなった。

クーリングシェルターとは、適当な冷房設備が備わっていること、熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、クーリングシェルターを住民等に開放できること等の要件等を満たす施設をいう。

なお、本施設はクーリングシェルターに指定されており、1階ロビーを開放することとなっている。

(2) 運用期間 (参考：令和8年度の場合)

令和8年4月22日(水)から10月21日(水)まで (熱中症特別警戒情報期間終了まで)

(3) クーリングシェルターの業務内容

- ①各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルターのぼり等の掲示
- ②クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内(問い合わせがあった時)
- ③休息用の椅子、ソファ等の準備(既設のもので可)
- ④空調の適切な管理

(4) 維持管理にかかる費用

南部リージョンセンターの指定管理者と市の費用のすみわけは次の通りとする。

項目	市	南部リージョンセンター 指定管理者
クーリングシェルター開設に係る電気代(空調等)		○
のぼり等掲示物の管理		○
のぼり等掲示物の修繕・購入	○	

保管場所	品目	物品番号	旧物品番号	物品固有名称	型式・規格	メーカー	備考	
1階更衣室	保管庫	894	30797	LKロッカー 3人用	LK-3F1	コクヨ		
		895	30798	LKロッカー 3人用	LK-3F1	コクヨ		
		1625	30799	ビジネスキッチン ティーキャビネット	TB-C10F1N	コクヨ		
	椅子	1100	29973	スタッキングチェア 肘なし	CK-880KV69	コクヨ		
	電気器具	2596	30534	電気掃除機	MC-K8J	松下電器		
1階設備室	テーブル	1608	29951	パソコンデスク(物置)	ECT-B98FCF11NN	コクヨ		
	電話機			ZX2M-主装置-「1」	ビジネスフォン主装置一式	NTT		
1階倉庫	テーブル	2341	30039	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセツ		
		174189		折りたたみテーブル	TF-1845	トヨセツ		
		2347	30304	折りたたみテーブル	TTF-1845-G	トヨセツ		
		2344	30042	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセツ		
		2357	30838	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセツ		
		2360	30841	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセツ		
		2361	30842	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセツ		
		2362	30843	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセツ		
		2363	30844	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセツ		
		2364	30845	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセツ		
		2365	30846	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセツ		
		2367	30848	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセツ		
		2368	30849	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセツ		
2階倉庫(奥)	テーブル	2340	30038	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセツ		
		2343	30041	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセツ		
		2345	30044	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセツ		
		2346	30045	折りたたみテーブル	TTF-1845-G	トヨセツ		
		2348	30305	折りたたみテーブル	TTF-1845-G	トヨセツ		
		2350	30307	折りたたみテーブル	TTF-1845-G	トヨセツ		
		2351	30308	折りたたみテーブル	TTF-1845-G	トヨセツ		
		2353	30310	折りたたみテーブル	TTF-1845-G	トヨセツ		
		2354	30311	折りたたみテーブル	TTF-1845-G	トヨセツ		
		2355	30312	折りたたみテーブル	TTF-1845-G	トヨセツ		
		2356	30313	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセツ		
		椅子	2372	30303	折りたたみ椅子用台車	CP-70NN	コクヨ	2階倉庫2
		2階倉庫(手前)	椅子	2159	30734	会議用椅子(キャスター付)	CK-791CKZ07-V	コクヨ
	音響・映像設備		871	30992	CD/MDラジカセ	RX-MBX81	松下電器	
教養・娯楽用品	2694		28953	銅器花瓶	宝珠地紋15号	高岡銅器		
	1151		30128	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセツ		
	3090		30061	和机 脚折り式	KT-T47P1E	コクヨ		
	3091		30062	和机 脚折り式	KT-T47P1E	コクヨ		
	3092		30063	和机 脚折り式	KT-T47P1E	コクヨ		
	3093		30064	和机 脚折り式	KT-T47P1E	コクヨ		
	3094		30065	和机 脚折り式	KT-T47P1E	コクヨ		
	3095		30066	和机 脚折り式	KT-T47P1E	コクヨ		
	3096		30067	和机 脚折り式	KT-T47P1E	コクヨ		
3097	30068		和机 脚折り式	KT-T47P1E	コクヨ			
電気器具	2597		30535	電気掃除機	MC-K8J	松下電器		
管理用什器	2599		28949	電工ドラム	GP-3535	ハタヤ	電工コードドラム	
舞台機構	2906	30555	平台(4×6)		ハートス	舞台道具		
2階廊下	椅子	1929	29705	ロビーチェアー	トラスE	クレス	3人掛け	
		1930	29706	ロビーチェアー	トラスE	クレス	3人掛け	
		1933	29709	ロビーチェアー	トラスN	クレス	2人掛け	
		1934	29710	ロビーチェアー	トラスN	クレス	2人掛け	
		1931	29707	ロビーチェアー	トラスE	クレス		
		1932	29708	ロビーチェアー	トラスE	クレス		
映写室		876	30997	DVDレコーダー	RD-W301	東芝		
		154334		プロジェクター	EB-PU1007B	EPSON		
		2337	30994	据付台		映機	プロジェクター用	
		154335		レンズ	ELPLM15	EPSON	プロジェクター用	

保管場所	品目	物品番号	旧物品番号	物品固有名称	型式・規格	メーカー	備考	
	映像・音響機器	1185	30987	スピーカースタンド	WN-275	松下電器	催し物広場用	
		1655	30989	ペンシルマイクロホン	WX-4800B	松下電器	催し物広場用	
		1665	30986	ポータブルアンプ	WS-X77	松下電器	催し物広場用	
		1653	36554	ヘッドセット				
		1654	36555	ヘッドセット				
		1822	36559	モニタースピーカー				
		2326	36556	充電器			ヘッドセット用	
	舞台照明設備	1819	28950	メタルハライドピンスポットライト 400W	㈱松村電機製作所KJ-6L	松村電機		
	椅子	2154	30729	会議用椅子(キャスター付)	CK-791CKZ07-V	コクヨ		
2156		30731	会議用椅子(キャスター付)	CK-791CKZ07-V	コクヨ			
2157		30732	会議用椅子(キャスター付)	CK-791CKZ07-V	コクヨ			
屋外	屋外備品	1136	29919	スツール御影石(据置き)	EX-14061	コトブキ		
		1137	29920	スツール御影石(据置き)	EX-14061	コトブキ		
		1138	29921	スツール御影石(据置き)	EX-14061	コトブキ		
		1139	29922	スツール御影石(据置き)	EX-14061	コトブキ		
		1140	29923	スツール御影石(据置き)	EX-14061	コトブキ		
		1141	29924	スツール御影石(据置き)	EX-14061	コトブキ		
		1142	29925	スツール御影石(据置き)	EX-14061	コトブキ		
		1143	29926	スツール御影石(据置き)	EX-14061	コトブキ		
		1211	29917	テーブル御影石(据置き)	EX-16061	コトブキ		
		1212	29918	テーブル御影石(据置き)	EX-16061	コトブキ		
		1656	29911	ベンチ(据置き)	EX-13091AT	コトブキ		
		1657	29912	ベンチ(据置き)	EX-13091AT	コトブキ		
		1658	29913	ベンチ(据置き)	EX-13091AT	コトブキ		
		1659	29914	ベンチ(据置き)	EX-13091AT	コトブキ		
		1660	29908	ベンチ再製材(据置き)	EX-13420K	コトブキ		
		1661	29909	ベンチ再製材(据置き)	EX-13420K	コトブキ		
		1662	29910	ベンチ再製材(据置き)	EX-13420K	コトブキ		
		2721	29915	背付ベンチ(据置き)	EX-12091AT	コトブキ		
		2722	29916	背付ベンチ(据置き)	EX-12091AT	コトブキ		
		掃除用具	1073	28983	スカイダスト分別	L-1	山崎産業	3分別・90ℓ
			1074	28984	スカイダスト分別	L-1	山崎産業	3分別・90ℓ
			1075	28985	スカイダスト分別	L-1	山崎産業	3分別・90ℓ
	1076		28986	スカイダスト分別	L-1	山崎産業	3分別・90ℓ	
	1077		28987	スカイダスト分別	L-2	山崎産業	3分別・90ℓ	
	屋外倉庫 (旧プロア室)	屋外備品	1605	29006	パイプテント	PT-4	吉田体機製	
			1606	29007	パイプテント	PT-4	吉田体機製	
		掃除用具	1078	28988	スカイダスト分別	L-2	山崎産業	3分別・90ℓ
			1122	62677	スチール製屑入(屋外用)	DS-236-160	テラモト	
			1832	28976	リサイクルBOX	RB-K500S	山崎産業	2階廊下 3分別・60ℓ
1833			28977	リサイクルBOX	RB-K500S	山崎産業	2階廊下 3分別・60ℓ	
1834			28978	リサイクルBOX	RB-K500S	山崎産業	3分別・60ℓ	
1835			28979	リサイクルBOX	RB-K500S	山崎産業	3分別・60ℓ	
1837			28981	リサイクルBOX	RB-K500W	山崎産業	2階廊下 3分別・60ℓ	
1838			28982	リサイクルBOX	RB-K500W	山崎産業	3分別・60ℓ	
スポーツ用具		1616	28971	バンパーテーブル	SU-OR用	サンラッキー		
		1617	28972	バンパーテーブル	SU-OR用	サンラッキー		
椅子		2155	30730	会議用椅子	CK-791CKZ07-V	コクヨ		
		2375	30913	折りたたみ椅子用台車	CP-50N	コクヨ		
		2376	30914	折りたたみ椅子用台車	CP-50N	コクヨ		
音楽・軽運動室	楽器	1823	29931	ヤマハアップライトピアノ	YU11	ヤマハ		
		1825	29928	ヤマハピアノ椅子	NO150	ヤマハ		
	黒板・掲示板	1015	30316	案内板	EYAH300G	トヨセット		
	電話機			クローパーフォン	S3TEL<CW>	NTT		
会議室(1)	椅子	2413	30202	専用台車	SCDE-30	トヨセット		
	音響・映像設備	2579	30976	天井埋込スピーカー	WS-A22	松下電器		
	音響・映像設備	2580	30977	天井埋込スピーカー	WS-A22	松下電器		

保管場所	品目	物品番号	旧物品番号	物品固有名称	型式・規格	メーカー	備考
	黒板・掲示板	1013	30226	カラー案内板	EYAHH300G	トヨセット	
		2166	30222	回転黒板	BB-R636W1WINN	コクヨ	ホワイトボード
	テーブル	1167	30204	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット	
		1168	30205	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット	
		1169	30206	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット	
		1170	30207	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット	
		1171	30208	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット	
		1172	30209	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット	
		1173	30210	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット	
		1174	30211	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット	
	1175	30212	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット		
電話機			クローバーフォン	S3TEL<CW>	NTT		
会議室(2)	椅子	2414	30203	専用台車	SCDE-30	トヨセット	
	音響・映像設備	2581	30978	天井埋込スピーカー	WS-A22	松下電器	
		2582	30979	天井埋込スピーカー	WS-A22	松下電器	
	黒板・掲示板	1014	30227	カラー案内板	EYAHH300G	トヨセット	
		2167	30223	回転黒板	BB-R636W1WINN	コクヨ	ホワイトボード
	テーブル	1176	30213	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット	
		1177	30214	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット	
		1178	30215	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット	
		1179	30216	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット	
		1180	30217	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット	
		1181	30218	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット	
		1182	30219	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット	
		1183	30220	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット	
	1184	30221	ストレートテーブル	STR-1845G	トヨセット		
電話機			クローバーフォン	S3TEL<CW>	NTT		
風除室	掃除用具	968	28997	カサ入れスタンド	NS-45ST	山崎産業	
	その他家具	1031	30782	クリーンフラワーボックス	FB-1200H-M	トヨセット	
	その他家具	925	28993	アンブラー	O-30(ST)		傘立て(30本)
	その他家具	926	28994	アンブラー	O-30(ST)		傘立て(30本)
	福祉機器	862	29512	AED(成人用)	ハートスタートH31	フィリップス・ジャパン	
	福祉機器	865	29513	AEDキャビネット	PH-AEDCABINGO	日本メドトロニック	
	福祉機器	863	29514	AED(小児用)	スマートパッドカートリッジ	フィリップス・ジャパン	
ゴミ集積場	掃除用具	132254		ジャンボペール	HG600C	カイスイマレン	
		132255		ジャンボペール	HG600TC	カイスイマレン	
総合受付	椅子	1099	29972	スタッキングチェア 肘なし	CK-880KV69	コクヨ	
		1101	29974	スタッキングチェア 肘なし	CK-880KV69	コクヨ	
		1840	29955	レグノセパレート 肘なし	CR-G208F4HSB6-WN	コクヨ	
		1841	29957	レグノセパレート 肘なし	CR-G208F4HSB6-WN	コクヨ	
	黒板・掲示板	2913	29965	行事予定表	BB-H634W1N	コクヨ	
	事務機器	1213	28969	デジタルカメラ	IXYDIGITAL 9101S	キャノン	
		2914	30339	壁掛時計	4MY603-B19	シチズン	電池式電波時計
		1561	28946	ナンバーリング	MM-21		
		1928	28945	ロータリーカッター	RC-A3		
	机	860	29960	A4判卓上型トレユニット	EA4G-2P-5L10S	トヨセット	
		906	29950	SN型デスク 片袖3段	SD-SN106S3PF11	コクヨ	
		1303	29618	デルフィワゴン	SD-D46C3F6P81N		
	電話機	867	29979	ASWE片袖机	ASWE-107CRCG	トヨセット	
				多機能電話機	ZX2-「18」キー標準スター電話機-「1」「W」	NTT	
	保管庫			多機能電話機	ZX2-「18」キー標準スター電話機-「1」「W」	NTT	
		2085	29958	引違い書庫	FG45-D10S	トヨセット	
		896	30853	LKロッカー(2人用)	LK-2F1	コクヨ	図書区域
		2447	29961	耐火金庫	STS-20XEA	トヨセット	
	モニター	64103		AHD レコーダー	AH-R116-4		
		64104		液晶モニター	FDWX1905W	TOA株式会社	
大会議室	椅子	2411	30124	専用台車	SCDE-30	トヨセット	

保管場所	品目	物品番号	旧物品番号	物品固有名称	型式・規格	メーカー	備考
		2412	30125	専用台車	SCDE-30	トヨセット	
		1602	30969	ハイパワーアンプ	WA-H60	松下電器	
		1607	30970	ハウリングプロセッサー	WZ-DH20	松下電器	
		1978	30982	ワイヤレスマイクロホン	WX-4100B	松下電器	
		2180	30971	機器収納ラック		松下電器	
		2575	30972	天井埋込スピーカー	WS-A22	松下電器	
		2576	30973	天井埋込スピーカー	WS-A22	松下電器	
		2577	30974	天井埋込スピーカー	WS-A22	松下電器	
		2578	30975	天井埋込スピーカー	WS-A22	松下電器	
		2583	30980	天井埋込ワイヤレスアンテナ		松下電器	
		2584	30981	天井埋込ワイヤレスアンテナ		松下電器	
	カウンター	2097	30145	演台	EDS-900T	トヨセット	
	黒板・掲示板	1012	30147	カラー案内板	EYAHH300G	トヨセット	
		2165	30144	回転黒板	BB-R636W1W1NN	コクヨ	ホワイトボード
	テーブル	1149	30126	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセット	
		1150	30127	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセット	
		1152	30129	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセット	
		1153	30130	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセット	
		1154	30131	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセット	
		1155	30132	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセット	
		1156	30133	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセット	
		1157	30134	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセット	
		1158	30135	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセット	
		1159	30136	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセット	
		1160	30137	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセット	
1161		30138	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセット		
1162		30139	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセット		
1163		30140	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセット		
1164	30141	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセット			
1165	30142	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセット			
1166	30143	ストレートテーブル	STR-1845-G	トヨセット			
電話機			クローバーフォン	S3TEL<CW>	NTT		
多目的室	椅子	2373	30836	折りたたみ椅子用台車	CP-50N	コクヨ	
		2374	30837	折りたたみ椅子用台車	CP-50N	コクヨ	
	黒板・掲示板	1010	30047	カラー案内板	EYAHH300G	トヨセット	
	黒板・掲示板	2169	30314	回転黒板	BB-R636W1W1NN	コクヨ	ホワイトボード
	電気器具	2096	30536	液晶テレビ	TH-20LX80	松下電器	
	音響・映像設備	1144	36557	ステージスピーカー			
		1145	36558	ステージスピーカー			
		1979	30988	ワイヤレスマイクロホン	WX-4100B	松下電器	
	椅子	1093	29966	スタッキングチェア 肘なし	CK-880KV69	コクヨ	
		1102	29975	スタッキングチェア 肘なし	CK-880KV69	コクヨ	
		2371	30037	折りたたみ椅子用台車	CP-70NN	コクヨ	
		2450	30476	台車	FE-275	コトブキ	
		2451	30477	台車	FE-275	コトブキ	
		2452	30478	台車	FE-275	コトブキ	
	移動観覧席	2003	30367	移動観覧席	RCS-3202	コトブキ	192席
	映像・音響設備	1189	30990	ダイナミックマイクロホン	WM-D170SW-K	松下電器	多目的室用
		1190	30991	ダイナミックマイクロホン	WM-D170SW-K	松下電器	多目的室用
		1187	30984	ダイナミックマイクロホン	WM-D170SW-K	松下電器	多目的室用
		1191	30983	タイピン型マイクロホン	WX-4300B	松下電器	多目的室用
		1201	30998	ツイストペア送信機		オーロラ	
	楽器	1624	29930	ピアノ運搬車ヤマハ	CGP-Ⅲ	ヤマハ	
		1824	29927	ヤマハグランドピアノ	S6B	ヤマハ	
		1826	29932	ヤマハピアノ椅子	NO51	ヤマハ	
		2285	30575	指揮者台		オオハシ	
		2286	30576	指揮者用譜面台		オオハシ	

保管場所	品目	物品番号	旧物品番号	物品固有名称	型式・規格	メーカー	備考
		3081	29929	予備椅子ヤマハ	NO5	ヤマハ	
	事務機器	2918	30344	壁掛時計	4MY603-B19	シチズン	電池式電波時計
	スポーツ用品	2462	28998	卓球台	ヨードスタンダード50370(TSP製)	TSP	
		2463	28999	卓球台	ヨードスタンダード50370(TSP製)	TSP	
		2464	29000	卓球台(セパレート型)	ヨーロスタンダード50370 TSP製	TSP	
		2465	29001	卓球台(セパレート型)	ヨーロスタンダード50370 TSP製	TSP	
		2460	29003	卓球台(セパレート型)	ヨーロスタンダード50370 TSP製	TSP	
		2461	29004	卓球台(セパレート型)	ヨーロスタンダード50370 TSP製	TSP	
	掃除用具	1643	30324	フロアシート	0.52mm 137cm×25m	山崎産業	
		1644	30325	フロアシート	0.52mm 137cm×30m	山崎産業	
		1645	30326	フロアシート	0.52mm 137cm×30m	山崎産業	
		1646	30327	フロアシート	0.52mm 137cm×50m	山崎産業	
	テーブル	2369	30860	折りたたみテーブル	TTF-1545G	トヨセット	
	福祉機器	2476	29509	段差解消機	テクノリフターTDK100	新光産業	
	舞台機構	914	30546	アッパホリゾンライトパトン		ハートス	吊物
		1055	30544	サスペンションライトパトン		ハートス	吊物
		1079	30547	スクリーン		ハートス	幕類
		1146	30560	ステージ階段		ハートス	舞台道具
		1609	30550	バック幕		ハートス	幕類
		1648	30574	プログラムスタンド		ハートス	舞台道具
		1664	30540	ボーダーライトパトン		ハートス	吊物
		1675	30551	ホリゾン幕		ハートス	幕類
		2083	30543	一文字幕		ハートス	幕類
		2098	30561	演台・花台		ハートス	
		2178	30572	旗パネル		ハートス	舞台道具
		2179	30573	旗パネル		ハートス	舞台道具
		2420	30568	側面反射板		ハートス	
		2421	30569	側面反射板		ハートス	
		2422	30570	側面反射板		ハートス	
		2423	30571	側面反射板		ハートス	
		2424	30541	袖幕1		ハートス	幕類
		2478	30545	中割幕		ハートス	幕類
		2569	30562	天井反射板		ハートス	音響反射板
		2570	30563	天井反射板		ハートス	音響反射板
		2571	30564	天井反射板		ハートス	音響反射板
		2572	30565	天井反射板		ハートス	音響反射板
		2573	30566	天井反射板		ハートス	音響反射板
		2574	30567	天井反射板		ハートス	音響反射板
		2881	30542	美術パトン1		ハートス	吊物
		2882	30548	美術パトン2		ハートス	吊物
		2883	30549	美術パトン3		ハートス	吊物
		2903	30552	平台(4×6)		ハートス	舞台道具
		2904	30553	平台(4×6)		ハートス	舞台道具
		2905	30554	平台(4×6)		ハートス	舞台道具
		2907	30556	平台(3×6)		ハートス	舞台道具
		2908	30557	平台(3×6)		ハートス	舞台道具
	2909	30558	平台(3×6)		ハートス	舞台道具	
	2910	30559	平台(3×6)		ハートス	舞台道具	
	3104	30539	緞帳		ハートス	幕類	
駐車場	防犯カメラ			屋外赤外AHDカメラ	AH-C1410R3	TOA(株)	ポール取付
				屋外赤外AHDカメラ	AH-C1410R3	TOA(株)	ポール取付
調理実習室	椅子	2415	30256	専用台車	TDM-30	トヨセット	
	黒板・掲示板	1996	30272	カラー案内板	EYAHH300G	トヨセット	
		2168	30261	回転黒板	BB-R636W1W1NN	コクヨ	ホワイトボード
		1991	30627	圧力鍋	23cm(8リットル)		
		1992	30628	圧力鍋	23cm(8リットル)		
		1993	30629	圧力鍋	23cm(8リットル)		

保管場所	品目	物品番号	旧物品番号	物品固有名称	型式・規格	メーカー	備考
	食器・台所用品	1994	30630	圧力鍋	23cm(8リットル)		
		1995	30631	圧力鍋	23cm(8リットル)		
		2329	30632	蒸し鍋(2段)	30cm		
		2330	30633	蒸し鍋(2段)	30cm		
		2331	30634	蒸し鍋(2段)	30cm		
		2332	30635	蒸し鍋(2段)	30cm		
		2333	30636	蒸し鍋(2段)	30cm		
		2927	30690	包丁置台	5本用		
		2928	30691	包丁置台	5本用		
		2929	30692	包丁置台	5本用		
		2930	30693	包丁置台	5本用		
		2931	30694	包丁置台	5本用		
		3083	30697	量り	デジタル上皿式		
		3084	30698	量り	デジタル上皿式		
	厨房機器	950	29517	オールマイティカート	ASC11-M760S	マルゼン	
		951	29518	オールマイティカート	ASC11-M760S	マルゼン	
		952	29519	オールマイティカート	ASC11-M760S	マルゼン	
		953	29520	オールマイティカート	ASC11-M760S	マルゼン	
		954	29521	オールマイティカート	ASC11-M760S	マルゼン	
		1148	29516	ステンレスワイヤーシェルフ	NM1070S-PH1900-4	マルゼン	
	テーブル	2145	30257	会議用テーブル 脚折りたたみ	MT-Y164F1N	コクヨ	
		2146	30258	会議用テーブル 脚折りたたみ	MT-Y164F1N	コクヨ	
		2147	30259	会議用テーブル 脚折りたたみ	MT-Y164F1N	コクヨ	
		2148	30260	会議用テーブル 脚折りたたみ	MT-Y164F1N	コクヨ	
	電気器具	2589	30532	電気ポット	NC-MU401-P	松下電器	
		2590	30533	電気ポット	NC-MU401-P	松下電器	
		2591	30516	電気炊飯器	SR-SY181	松下電器	
		2592	30517	電気炊飯器	SR-SY181	松下電器	
		2593	30518	電気炊飯器	SR-SY181	松下電器	
		2594	30519	電気炊飯器	SR-SY181	松下電器	
2595		30520	電気炊飯器	SR-SY181	松下電器		
2600		30521	電子レンジ	NE-V300-W	松下電器		
2601		30522	電子レンジ	NE-V300-W	松下電器		
2602		30523	電子レンジ	NE-V300-W	松下電器		
2603		30524	電子レンジ	NE-V300-W	松下電器		
2604		30525	電子レンジ	NE-V300-W	松下電器		
890		30528	IHヒーター	KZ-PH30-W	松下電器		
891		30529	IHヒーター	KZ-PH30-W	松下電器		
174162		冷蔵庫	NR-B18C3-W	パナソニック			
保管庫	2318	30263	収納家具	SG-W1261N	コクヨ	食器戸棚	
	2319	30264	収納家具	SGK-W1221SN	コクヨ	食器戸棚	
	2320	30265	収納家具	SGD-W1821N	コクヨ	食器戸棚	
	2321	30266	収納家具	SGU-1861N	コクヨ	食器戸棚	
	2322	30267	収納家具	SGK-W1821SN	コクヨ	食器戸棚	
	2323	30268	収納家具	SGK-W1821SN	コクヨ	食器戸棚	
	2324	30269	収納家具	SGD-W1824N	コクヨ	食器戸棚	
	2325	30270	収納家具	SGU-W1865N	コクヨ	食器戸棚	
	2418	30271	掃除用具入れ	SG-WK0406N	コクヨ		
電話機			クローバーフォン	S3TEL<CW>	NTT		
図書室倉庫	テーブル	2345	30044	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセット	
控室	保管庫	897	30058	LKロッカー(3人用)	LK-3F1	コクヨ	
		900	30059	LKロッカー(6人用)	LK-6F1	コクヨ	
	電話機			クローバーフォン	S3TEL<CW>	NTT	
	テーブル	2173	30057	角テーブル 丸脚タイプ	BT-313F1	コクヨ	
備蓄倉庫	映像・音響機器	832	31013	19型ディスプレイ		ピクター	
		880	30537	DVDレコーダー	DMR-XP22V-K	松下電器	避難所開設時に使用
		1205	31006	ディスプレイスタンド		ピクター	避難所開設時に使用

保管場所	品目	物品番号	旧物品番号	物品固有名称	型式・規格	メーカー	備考
		1603	31005	ハイビジョンディスプレイ	42型液晶	ピクター	避難所開設時に使用
		2312	30007	樹脂パレット	サンコーR2-1011F	サンコー	
		2313	30008	樹脂パレット	サンコーR2-1011F	サンコー	
		2314	30009	樹脂パレット	サンコーR2-1011F	サンコー	
		2315	30010	樹脂パレット	サンコーR2-1011F	サンコー	
		2316	30011	樹脂パレット	サンコーR2-1011F	サンコー	
		2317	30012	樹脂パレット	サンコーR2-1011F	サンコー	
	スポーツ用品	2446	29005	多目的支柱	B-2535赤羽根製	赤羽根	ネット共
	その他家具	2504	29994	中量ラック基本	MMB8657-5V	三進金属	
		2505	29995	中量ラック基本	MMB8657-5V	三進金属	
		2506	30000	中量ラック基本	MMB8692-5V	三進金属	
		2507	30001	中量ラック基本	MMB8692-5V	三進金属	
		2508	29996	中量ラック増設	MMB8557-5R	三進金属	
		2509	29997	中量ラック増設	MMB8557-5R	三進金属	
		2511	29999	中量ラック増設	MMB8557-5R	三進金属	
		2512	30002	中量ラック増設	MMB8592-5R	三進金属	
		2513	30003	中量ラック増設	MMB8592-5R	三進金属	
		2515	30005	中量ラック増設	MMB8592-5R	三進金属	
	清掃器具	2080	30006	移動式踏台	575-2	ライオン	
		2225	69680	高圧洗浄機	AJP-2100GQ	RYOBI	災害対応用
		2226	69681	高圧洗浄機	AJP-2100GQ	RYOBI	災害対応用
	2227	69682	高圧洗浄機	AJP-2100GQ	RYOBI	災害対応用	
ミーティングルーム	椅子	1095	29968	スタッキングチェア 肘なし	CK-880KV69	コクヨ	
		1096	29969	スタッキングチェア 肘なし	CK-880KV69	コクヨ	
		2151	30726	会議用椅子(キャスター付)	CK-791CKZ07-V	コクヨ	
		2152	30727	会議用椅子(キャスター付)	CK-791CKZ07-V	コクヨ	
		2153	30728	会議用椅子(キャスター付)	CK-791CKZ07-V	コクヨ	
		2158	30733	会議用椅子(キャスター付)	CK-791CKZ07-V	コクヨ	
		2160	30735	会議用椅子(キャスター付)	CK-791CKZ07-V	コクヨ	
	音響・映像設備	1649	31003	プロジェクター	3000ルーメン	映機	大会議室用
		1817	28943	メガホン(ハンドスピーカー)	WD-U35	松下電器	催し物広場用
		1818	28944	メガホン(ハンドスピーカー)	WD-U35	松下電器	催し物広場用
	管理用什器	2215	30510	工具セット	700SX	前田金属工業	
	その他家具	1640	30876	プラントボックス	PX-Y65WN	コクヨ	
	テーブル	2149	29976	会議用テーブル 脚折りたたみ式	MT-Y167F1N	コクヨ	
		141457		南部RC会議室用テーブル	SOT-1590K	アイリスチトセ	
	電話機			クローバーフォン	S3TEL<CW>	NTT	
	管理用什器	2598	28948	電エドラム	GP-3535	ハタヤ	電エコードラム
	スピーカー	1185	30987	スピーカー台			
		1665	30986	ポータブルアンプ			
	催し物広場	防犯カメラ			屋外赤外AHDカメラ	AH-C1410R3	TOA(株)
				屋外赤外AHDカメラ	AH-C1410R3	TOA(株)	ポール取付
				屋外赤外AHDカメラ	AH-C1410R3	TOA(株)	天井取付
壁面	防犯カメラ			屋外赤外AHDカメラ	AH-C1410R3	TOA(株)	壁取付
				屋外赤外AHDカメラ	AH-C1410R3	TOA(株)	壁取付
湯沸室(2階)	電気器具	2587	30530	電気ポット	NC-MU401-P	松下電器	
		2588	30531	電気ポット	NC-MU401-P	松下電器	
	保管庫	955	30850	オフィスキッチン	GS-S600RW	トヨセット	
リージョンセンター裏	防犯カメラ			屋外赤外AHDカメラ	AH-C1410R3	TOA(株)	天井取付
廊下・階段室	椅子	1939	29715	ロビーチェアー	SSM-18・B・LW・CF-3	オリバー	
ロビー・交流スペース	福祉機器	2308	29511	車椅子	W40S-2	松永製作所	
		1094	29967	スタッキングチェア 肘なし	CK-880KV69	コクヨ	
		1097	29970	スタッキングチェア 肘なし	CK-880KV69	コクヨ	
		1098	29971	スタッキングチェア 肘なし	CK-880KV69	コクヨ	
		1935	29711	ロビーチェアー	LC-6204Fブルー	ライオン	4連
		1936	29712	ロビーチェアー	LC-6204Fブルー	ライオン	4連
		1937	29713	ロビーチェアー	LC-6204Fブルー	ライオン	4人掛け

保管場所	品目	物品番号	旧物品番号	物品固有名称	型式・規格	メーカー	備考
	応接セット	1938	29714	ロビーチェアー	LC-6204Fブルー	ライオン	4人掛け
		2099	29697	応接アームチェアー	L-570AC	ライオン	
		2100	29698	応接アームチェアー	L-570AC	ライオン	
		2101	29699	応接アームチェアー	L-570AC	ライオン	
		2102	29700	応接アームチェアー	L-570AC	ライオン	
		2103	29703	応接センターテーブル	T-571S/DO	ライオン	
		2104	29704	応接センターテーブル	T-571S/DO	ライオン	
		2105	29701	応接ソファー	L-570SF	ライオン	
		2106	29702	応接ソファー	L-570SF	ライオン	
	管理用什器	941	28958	インフォメーションスタンド	トヨスチールSS-A3H	トヨスチール	
		942	28959	インフォメーションスタンド	トヨスチールSS-A3H	トヨスチール	
		943	28960	インフォメーションスタンド	トヨスチールSS-A3H	トヨスチール	
		944	28961	インフォメーションスタンド	トヨスチールSS-A3H	トヨスチール	
		945	28962	インフォメーションスタンド	トヨスチールSS-A3H	トヨスチール	
		2456	29592	台車 大	CA-465-000X-MB	山崎産業	
	その他家具	1620	29631	パンフレットスタンド	ZR-PS213	コクヨ	
	黒板・掲示板	2164	30046	回転黒板	BB-R636W1W1NN	コクヨ	ホワイトボード
	事務機器	2915	30341	壁掛時計	4MY603-B19	シチズン	電池式電波時計
	掃除用具	1830	28974	リサイクルBOX	RB-K500S	山崎産業	3分別・60ℓ
		1831	28975	リサイクルBOX	RB-K500S	山崎産業	3分別・60ℓ
		1836	28980	リサイクルBOX	RB-K500W	山崎産業	3分別・60ℓ
	その他家具	908	30872	YGセガロフレーム Rケース	YG-GHA1SL	コクヨ	ショーケース
		1620	29631	パンフレットスタンド	ZR-PS213	コクヨ	
		1621	30788	パンフレットスタンド	ZR-PS313	コクヨ	
		1622	30862	パンフレットスタンド	ZR-PS313	コクヨ	
		1635	30785	プラントボックス	PX-Y65WN	コクヨ	
		1636	30786	プラントボックス	PX-Y65WN	コクヨ	
		1637	30787	プラントボックス	PX-Y65WN	コクヨ	
	テーブル	1614	30736	パブリカテーブル 卵型	MT-303XL7-C	コクヨ	
		2358	30839	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセット	
		2359	30840	折りたたみテーブル	TTF-1845G	トヨセット	
	展示パネル	1034	30738	クロスパネル	SSP-CP1812S	コクヨ	
		1035	30739	クロスパネル	SSP-CP1812S	コクヨ	
		1036	30740	クロスパネル	SSP-CP1812S	コクヨ	
		1037	30741	クロスパネル	SSP-CP1812S	コクヨ	
		1038	30742	クロスパネル	SSP-CP1812S	コクヨ	
		1039	30743	クロスパネル	SSP-CP1812S	コクヨ	
		1040	30744	クロスパネル	SSP-CP1812S	コクヨ	
		1041	30745	クロスパネル	SSP-CP1812S	コクヨ	
		1042	30746	クロスパネル	SSP-CP1812S	コクヨ	
		1043	30747	クロスパネル	SSP-CP1812S	コクヨ	
1044		30748	クロスパネル	SSP-CP1812S	コクヨ		
1045		30749	クロスパネル	SSP-CP1812S	コクヨ		
1053		30780	コミュニケーションボード専用台車	SSP-T1	コクヨ	展示パネル用	
パーティション	1598	30794	パーティションスタンド	GB-PS201R	コクヨ		
	1595	30790	パーティションスタンド	GB-PS201R	コクヨ		
	1595	30791	パーティションスタンド	GB-PS201R	コクヨ		
	1596	30792	パーティションスタンド	GB-PS201R	コクヨ		
	1597	30793	パーティションスタンド	GB-PS201R	コクヨ		
	1611	29634	パネルスクリーン	SN-SP152HNEC2N	コクヨ		
	1612	30873	パネルスクリーンS 全面パネル	SN-SP152HNEC2N	コクヨ		
	1598	30794	パーティションスタンド	GB-PS201R	コクヨ		
その他家具	1030	30781	クリーンフラワーボックス	FB-1200H-M	トヨセット		
	1032	30783	クリーンフラワーボックス	FB-1200H-M	トヨセット		
	1033	30784	クリーンフラワーボックス	FB-1200H-M	トヨセット		
和室	映像・音響機器	879	31024	DVDレコーダー	RD-W301	ビクター	
		1306	31023	テレビスタンド		ビクター	

資料18

和泉市南部リージョンセンター 備品一覧

保管場所	品目	物品番号	旧物品番号	物品固有名称	型式・規格	メーカー	備考
		1604	31022	ハイビジョンテレビ(37型)	LT-37LH800	ピクター	
	教養・娯楽用品	1997	28954	囲碁盤(足付)	銀鳥403-017他セット		
		1998	28955	囲碁盤(足付)	銀鳥403-017他セット		
		2327	28956	将棋盤(足付)	銀鳥403-003他セット		
		2328	28957	将棋盤(足付)	銀鳥403-003他セット		
		2477	30330	茶道具セット	桐短冊	すいぎよく園	
		2886	30345	婦人和装ボディ	mle003		
		2887	30346	婦人和装ボディ	mle003		
		2888	30347	婦人和装ボディ	mle003		
		2889	30331	風炉釜セット	鬼面風炉セット(都色)竹地紋		
		2890	28951	風炉用炭型ヒーター	F415	野々田商店	
		2891	28952	風炉用炭型ヒーター	F415	野々田商店	
	黒板・掲示板	1011	30069	カラー案内板	EYAHH300G	トヨセット	
	その他家具	2283	29770	姿見鏡(キャスター付)	SOM-42	オリバー	
		2284	29771	姿見鏡(キャスター付)	SOM-42	オリバー	
	テーブル	2231	29742	座卓	STZ-351・N・E	オリバー	
		2232	29743	座卓	STZ-351・N・E	オリバー	
		2233	29744	座卓	STZ-351・N・E	オリバー	
		2234	29745	座卓	STZ-351・N・E	オリバー	
	電話機			クローバーフォン	S3TEL<CW>	NTT	